

第2期子ども・若者育成支援計画 素案

令和7年(2025年)～令和11年(2029年)

【計画全体にかかる指標】

指標	現状値 (令和5年度実績)	目標値 (令和11年度)
自分自身のことが好きだと思っている児童・生徒の割合 (小学生)※	56.3%	70%
自分自身のことが好きだと思っている児童・生徒の割合 (中学生)※	45.3%	60%
今の自分が好きだと思っている若者の割合※	71.7%	80%
安心して子育てができていると感じている子育て家庭 の割合※	81.5%	90%

※次回、令和10年度調査

基本方針1 ミライを担う子ども・若者の育成

基本施策1 子どもの権利を大切にするまちづくり

めざす姿

すべての子どもたちが、人として尊ばれ、安心して育つ環境が保障されており、自分らしく成長しています。子どもの意見が尊重され、子どもの生活する地域やまちづくりに反映されており、子ども自身がまちづくりに参加している感覚を持つことができます。

【現状と課題】

- ・子どもは、自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っています。本市では、市制 100 周年記念事業のビジョンフォーラムや子どもミライフォーラム、子ども☆ミライ会議など、子どもの参画を推進してきました。今後一層、子どもの意見をまちづくりに反映していく必要があります。
- ・児童虐待やいじめなどによる子どもの権利侵害は深刻な状況です。子どもが安心して健やかに成長できるための環境を大人が保障していく必要があります。
- ・子どもが悩んだり、その心身の安全がおびやかされたりしたときには、子どもが相談しやすい環境が周囲に整っており、問題の解決に向け様々な機関が連携し、最後まで寄り添える体制があることが重要です。
- ・不登校の児童・生徒は急増しています。学校に通う・通わないにかかわらず、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けるため、専門的な指導・相談等につなげていく必要があります。
- ・本市では平成 13 年(2001 年)に「子どもすこやか宣言」を定め、子どもの権利を大切にする取組を進めてきましたが、子どもの基本的な権利についての認知度は、決して高いとは言えません。子どもの権利を守るための基本的な考え方を市民と共有し、子どもの権利を大切にするまちづくりが必要です。

【データ】

- ・自分自身の事を好きだと思うか
- ・小・中学生が相談できる人（複数回答）

【関連計画】

教育振興基本計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子ども・若者との意見交換の機会の回数	14回	20回	20回以上
相談できる大人が1人以上いると回答した小学生の割合	99.4%	100%	100%
相談できる大人が1人以上いると回答した中学生の割合	98.9%	100%	100%
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合 (小学5年生)	89.1%	100%	100%
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合 (中学1年生)	88.5%	100%	100%

【施策の展開】

施策 1 子どもの意見を大切にするまちづくり 【継続】

- 市政への子どもの参画の推進としくみづくり(経営計画課、子どものしあわせ課、青少年若者課、図書館課)

子ども・若者が市政に関心を持つきっかけとして、「八王子未来デザイン 2040」児童版の活用や、図書館での児童図書での行政連携テーマ展示を行います。

- 子ども・若者の声の発信(子どものしあわせ課、青少年若者課、学園都市文化課)

子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会、大学コンソーシアム八王子での取組など、様々な機会を捉え、子ども・若者の声(意見・考え)を発信していきます。また、はちびバでは日常的に、利用者である子どもたちの意見を取り入れながら運営を行っています。

- 子どもの意見聴取(子どものしあわせ課)

子どもの年齢や発達に応じた意見聴取を実施していきます。子どもに関連する施策を実施する際には対象となる子どもの意見を聴取し、反映に努めるとともに、全庁的なしくみづくりも検討していきます。

施策 2 子どもの権利を守る取組【充実】

●子どもが相談しやすい環境づくり(教育指導課、青少年若者課、子ども家庭支援センター、福祉政策課)

子どもにとって身近な場所に信頼できる大人がいて、悩みを相談できる環境づくりを進めるため、スクールカウンセラーによる全員面談や、スクールソーシャルワーカーによる市立小・中・義務教育学校への定期巡回相談を行っています。また、総合教育相談やはちビバ、子ども家庭支援センター、はちまるサポートで相談を受け付けていきます。

より相談しやすい環境とするため、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員向けのスタッフに対する研修や、児童・生徒が相談できる大人に関する調査を行い、実態の把握に努め、子どもが一人以上の大人に相談できる環境づくりを進めていきます。

●児童虐待やいじめ被害などの防止(子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター、経営計画課、青少年若者課、教育指導課、教育総務課)

児童虐待を防止するため、児童虐待防止ネットワーク事業の中で周知啓発や研修を行っています。また、八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制を確保していきます。

いじめ被害に悩む子どもには、子どものいじめ相談電話や総合教育相談など、いじめに関する相談窓口を確保します。はちビバでは、職員が相談を受けるほかにも、子どもたちの居場所の提供も行います。また、スクールロイヤーによる問題の早期解決や、いじめを許さないまち八王子条例の周知にも取り組んでいきます。

●不登校総合対策の推進(教育指導課、青少年若者課)

八王子市教育委員会の「つながるプラン」(不登校総合対策)に基づき、つながりをキーワードとして総合的な対策に取り組めます。

スクールソーシャルワーカーの定期巡回やスクールカウンセラーによる全員面談など、子どもや家庭、学校のサポートに努めます。また、中学校卒業後に支援が途切れないよう、必要に応じて若者総合相談センターなどの支援につなげていきます。

校内別室指導支援員(東京都事業)の配置による効果検証を行い、別室指導の充実を図ります。

はちビバや図書館、教育センターなどの公的機関では学校との連携により、不登校の子どもたちが安心できる居場所を確保していきます。

●ヤングケアラーへの支援(子ども家庭支援センター、青少年若者課)

ヤングケアラー自身が、ヤングケアラーであることを知り、必要な機関につながっていくことができるように、ヤングケアラーに関する周知を進めていきます。

また、ヤングケアラーが年齢とともに若者ケアラーとなっても、本人の意向に寄り添いながら、自立に向けて支援していきます。

●子どもの遊ぶ権利の理解促進(子ども家庭支援センター、青少年若者課)

親子つどいの広場や保育園・はちビバの広場において、地域の乳幼児とその保護者へ遊びや交流の場を提供していきます。また、はちビバにおいて、遊びの機会を通じて地域に紹介・連携することで、子どもにとっての「遊び」の重要性について理解を促していきます。

施策 3 子どもの権利を広めるための取組【継続】

●子どもの権利保障に向けた取組み(子どものしあわせ課)

子どもの権利を保障していくため、子ども条例の制定や子どもすこやか宣言の見直しなどを検討していきます。

●子どもの権利の理解促進や周知(子どものしあわせ課、青少年若者課)

子どもすこやか宣言の周知や子ども・子育てフォーラムの実施、子ども☆ミライ会議の開催により、子どもの権利の理解促進や周知を図っていきます。

市立小中学校において、自由に意見を表したり、グループをつくったりしながら活動することを通して子どもの権利の一つである参加する権利について学ぶほか、授業を通じて子どもの権利条約について学ぶ機会を提供していきます。

基本施策2 生きる力を育む遊びや体験の充実

めざす姿

すべての子どもが文化芸術やスポーツなどの体験をする機会が十分に確保されています。子どもは、いろいろな人との出会いや豊かな経験を重ねていく中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大事な一員として、自立に向けた生きる力を育んでいます。

若者がボランティアや社会参加・社会貢献活動を通じて同世代や多世代の交流を行い、地域とのつながりが作られています。

【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染拡大後の新たな生活様式をはじめとした、子どもを取り巻く環境の変化とともに、子どもの豊かな成長に欠かせない、多くの人や自然、文化芸術、スポーツ、伝統文化などとふれあう「直接体験」の機会が乏しくなっています。
- ・子どもにとって、体験の機会は忍耐力や学習意欲などの非認知能力を向上させるのに重要です。子どもを取り巻く環境に左右されず、すべての子どもに体験の機会を確保することが必要です。
- ・平成 29 年度(2017 年度)の子どもミライフォーラムでは、ミライへの提言として「子どもが大人と一緒に楽しく安心して遊べる場所があるまち」、「自然を活かした観光が盛んで楽しめるまち」が提言されています。
- ・地域のつながりの希薄化により、多くの若者が孤立感・孤独感を感じています。孤立感・孤独感を解消するためには、同世代や多世代の人と関わる機会を作ることが必要です。

【データ】

- ・子どもが参加してみたい体験活動
- ・孤立感・孤独感を感じる若者の割合

【関連計画】

環境基本計画・みどりの基本計画・水循環計画・生涯学習プラン・スポーツ推進計画
文化芸術ビジョン・八王子推進計画・教育振興基本計画・八王子駅南口集いの拠点整備基本計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
体育の授業のほかにも運動をしている小学生の割合	85.5%	100%	100%
体育の授業のほかにも運動をしている中学生の割合	80.2%	100%	100%
(文化芸術イベント・事業に関する指標を調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)
若者が対象となる生涯学習講座の数	10回	現状値以上	現状値以上

【施策の展開】

施策 4 身体を使った遊びや体験機会の充実【継続】

●本市の自然を活かした遊びや体験活動の充実(学習支援課、水環境整備課、環境保全課、環境政策課、農林課、集いの拠点整備課)

本市の自然を活かした遊びや体験活動として、自然体験講座、水辺の楽校、親子里山体験、農業体験などを実施します。また、浅川流域連携などの行政機関同士の連携のほか、民間事業者や教育機関などとの協働による体験機会の充実に努めていきます。

令和8年10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、自然観察会などのイベントや体験活動を通じての環境教育などに活用できる場づくりを進めます。

●身体を使った遊びやスポーツができる環境づくり(スポーツ振興課、スポーツ施設管理課、教育指導課、公園課、青少年若者課)

スポーツイベントの開催やスポーツ教室により、子ども・若者がスポーツをする機会を確保していきます。全小・中学校及び義務教育学校では、教育課程に体力向上の取組を位置付けています。

また、はちビバ、公園などで体を使った遊びができる環境を整備していくとともに、ボール遊びができる場のルールづくりも進めていきます。

●プレーパーク事業の実施支援(青少年若者課、公園課)

子どもが自由に豊かな外遊びの体験ができるプレーパークについて、地域の団体の取組みを支援します。

●遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実(学習支援課、環境保全課)

夏休みのイベント集約したカレンダーを子ども向けに発信していきます。また、民間事業者と協定を結んでいる上川の里や高尾の森自然学校でのイベントについて、周知に努めて

いきます。

●インクルーシブ遊具などを備えた公園づくり(公園課)

障害のある子どもも一緒に使用ができるインクルーシブ遊具を備えた公園の整備を進めていきます。

施策 5 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実【継続】

●文化芸術に関する多彩な遊びや体験活動の充実(学習支援課、図書館課)

生涯学習センターでの講座により、文化芸術に触れる体験活動の機会を確保していきます。また、読み聞かせなど子どもが読書に触れる機会を確保していきます。

●八王子市の歴史や伝統文化に触れる機会の充実(文化財課、教育指導課、集いの拠点整備課)

桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)で子どもが八王子の歴史や文化に触れる機会を確保するほか、小中学校で八王子の伝統文化に関する講座や体験を実施していきます。

また、令和8年10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点にできる歴史・郷土ミュージアムでは、展示・公開の博物館機能と様々な活動・体験とが結びつき、郷土の歴史を学びながら体験できる場づくりを進めます。

また、本物のオーケストラを子どもたちに体験してもらうことで、子どもたちに体験の機会を提供していきます。

●遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実(学習支援課、環境保全課、子どものしあわせ課)

夏休みのイベント集約したカレンダーを子ども向けに発信していきます。また、民間事業者と協定を結んでいる上川の里や高尾の森自然学校でのイベントについて、周知に努めていきます。

●体験を通じた理科教育の推進(教育指導課)

八王子市小学校科学教育センターにおいて、実験・観察を中心とした学習や市内外の様々な場所で、大学や企業などと連携し、最先端の体験や、その場所でないとできない実験や観察などを行うことで、体験活動を通じて理科教育を推進していきます。

●学童保育所・放課後子ども教室での体験活動の実施(放課後児童支援課)

学童保育所や放課後子ども教室に講師を派遣して、子どもたちに体験型講座(出張体験

講座やスポーツプログラムなど)を実施していくことで、多様な体験活動を提供していきます。

施策 6 若者の活動・体験機会の充実【継続】

●若者を対象とした体験機会の充実(学習支援課、環境保全課)

生涯学習フェスティバル内でのボランティアの募集や、緑地保全に関わるボランティアなど若者が参加できるボランティアの充実を図っていきます。

●文化・芸術分野における活動の促進(学園都市文化課、学習支援課)

ユースオーケストラの編成、演劇に携わる高校生や大学生などによる合同イベントなど、日ごろの活動を地域で発表する機会や、同世代の交流の機会を提供します。また、青少年を対象にした講座を実施していきます。

●若者による社会参加・社会貢献活動の促進(学園都市文化課、青少年若者課、学習支援課)

大学生が八王子を舞台に企画や運営をするイベントの支援や、青少年の非行などからの立ち直り支援を行っている団体の活動を支援していきます。

また、二十歳を祝う会を実行委員会形式とし、若者が携わることができるようにしていきます。

●大学コンソーシアム等との連携による学生活動の支援(学園都市文化課)

学生活動の支援に関する情報を、大学コンソーシアム八王子加盟校等に情報提供して大学生の活動を呼びかけていきます。

基本方針1 ミライを担う子ども・若者の育成

基本施策3 乳幼児期の教育・保育の質の向上

めざす姿

乳幼児期において、他者とのかかわりの中で子どもが生きる力の基礎を育むためのよりよい環境が整えられており、心身の健やかな発達が促され、子どもが笑顔で成長しています。子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、教育・保育施設と小学校等との円滑な接続が行われています。

【現状と課題】

- ・乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の人間の生き方を大きく左右する、極めて重要な時期です。
- ・乳幼児期の子どもの健やかな心身の発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。
- ・乳幼児期の他者との関わりの経験は心身の発達に大きな影響があります。保育園・幼稚園等に通っていない子どもにも他者との関わりの機会を確保することが重要です。
- ・本市では、子どものよりよい成長という共通認識のもと、幼児期から児童期への子どもの成長や学びの連続性を確保するため保・幼・小・学童連携を推進しています。
- ・小学校においては、子どもが入学後、新しい学校生活へと円滑に移行していくためのスタートカリキュラム(八王子モデル)を作成しました。各小学校に合わせたスタートカリキュラムを作成するにあたって、保・幼・小・学童連携のさらなる質の向上が求められています。
- ・支援が必要な子どもについては、乳幼児期から小・中学校期へと必要な支援が継続されるとともに、年齢に応じた支援機関との連携が求められています。

【データ】

- ・子どもが参加してみたい体験活動
- ・孤立感・孤独を感じる若者の割合

【関連計画】

教育振興基本計画、八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
幼児教育・保育従事者研修実施回数	3回	8回	8回以上
幼児教育・保育施設における「保・幼・小連携の日の実施率	84.4%	90%	90%以上

【施策の展開】

施策 7 乳幼児期の教育・保育の質の向上【充実】

●幼児教育・保育センターによる乳幼児期の教育・保育の質の向上(子どもの教育・保育推進課)

幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援や研修内容の充実、情報・収集発信や、保・幼・小・連携を推進し、市内幼児教育・保育施設における、さらなる幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

●「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を活用した幼児教育・保育の質向上(子どもの教育・保育推進課)

保育者の幼児教育・保育活動を支援し、より質の高い幼児教育・保育の提供及び子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実を目的とした「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を、市内すべての幼児教育・保育施設に普及し、子どもたちの健やかな発達や成長を保障していきます。また、幼児教育・保育施設各園の環境や強みを活かしながら、テーマに沿った取組を行い、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動(とうきょう・すくわくプログラム)を行う施設を支援していきます。

●乳幼児期の教育・保育に関する方針の展開(子どもの教育・保育推進課)

保育者の教育・保育活動を支援し、安全安心な環境において子どもたちが健やかに成長を育めるよう、幼児教育・保育施設全体のあり方や、公立保育園の再編、質の向上のための方向性を示し、展開していきます。

●こども誰でも通園制度の実施(保育幼稚園課)

保護者の就労等の有無に関わらず未就園児を定期的に預かり、他児とともに過ごし、学び、遊ぶ経験を通じて、子どもの発達を促すこども誰でも通園制度を実施します。

- 乳幼児期の遊びの機会の確保(子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、青少年若者課)

子育てひろばでは、主に3歳以下の子どもとその保護者が一緒に遊べる場を提供していきます。

- 保護者のウェルビーイングの向上

子どもの発達に関する悩みや身近な情報を共有し、保護者同士が日々の子育てについて気楽に話せる場として保護者サロンを実施していきます。

- その他の取組み

東京都と連携した幼児教育・保育施設の経営情報の見える化

施策 8 保・幼・小・学童連携の推進【継続】

- 「すくてくシート」の活用及び支援機関の連携推進(子どもの教育・保育推進課、子ども家庭支援センター、放課後児童支援課、教育指導課)

幼児教育・保育施設、小学校及び学童保育所に対して「すくてくシート(旧「就学支援シート」)」に関する周知や研修を行っていきます。また、保護者に対する「すくてくシート」活用の啓発や、「すくてくシート」提出を契機とした各機関の連携を推進します。

- スタートカリキュラムの活用(教育指導課)

各学校においてスタートカリキュラムを活用し、幼稚園や保育所で学んだことを小学校で活かす取り組みを進めていきます。

- 「保・幼・小連携の日」の取組の充実(子どもの教育・保育推進課・教育指導課)

保育・授業参観や教職員の意見交換などにより、子どもの発達や、生活・学習の実態について相互理解を深める「保・幼・小連携の日」を実施していきます。また、円滑な就学を支援するため、「架け橋期」と呼ばれる5歳児から小学校1年生の2年間における教育内容について議論を進めていきます。

基本方針1 ミライを担う子ども・若者の育成

基本施策4 健やかな育ちや自立に向けた支援

めざす姿

子どもには基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣が身に付いており、心身ともに健康的な生活を送っています。子どもから若者期まで連続して自分自身の将来について考える機会が確保されています。薬物やインターネットトラブルなどのから子ども・若者自身が身を守ることができるよう正しい知識が身についています。

【現状と課題】

- ・子どもの食や健康をめぐるっては、発育の重要な時期にありながら、食や健康への関心の低さや生活リズムの乱れといった問題が生じており、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。
- ・本市では中学生に、赤ちゃんのぬくもりを感じ、命の尊さや家族の大切さを再確認する機会や、自らの将来や生き方について考える機会を提供しています。自分を大切にし、予期しない妊娠を防ぐためにも、早い時期から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を伝えていく必要があります。
- ・市内には子どもの健全育成を支える団体による活動が数多くあります。子どもが、これらの活動に参加したり、多様な人と関わったりする経験を通じて、地域の中で成長できる環境づくりを行っています。
- ・増加するインターネットや SNS を介したトラブルや犯罪から、子どもが自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実践していくため、子どもがメディアリテラシー、薬物や飲酒、喫煙に関する正しい知識を習得することが必要です。

【データ】

- ・子どもが将来希望を持っていること
- ・若者の将来の夢や希望の有無

【関連計画】

教育振興基本計画・健康医療計画、再犯防止計画・食育推進計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
朝食を毎日食べている小学生の割合	84.7%	90%	100%
朝食を毎日食べている中学生の割合	78.7%	90%	100%
赤ちゃんふれあい事業の実施校数	35校	35校	35校以上
青少年育成指導者の数	226人	248人	248人以上

【施策の展開】

施策 9 健康で自立した生活に向けた取組【継続】

●基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発(大横保健福祉センター、子ども家庭支援センター、教育指導課)

乳幼児健診等や親子つどいの広場の活動の中で食生活や体を動かす遊びの促進などの基本的な生活習慣等に関する啓発を行っていきます。また、スタートカリキュラムを活用し、各学校における生活指導を充実させていきます。

●食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進(保健総務課、大横保健福祉センター、学校給食課、子どもの教育・保育推進課)

食育に関するイベントの開催や、離乳食講習会等での食べる大切さに関する啓発、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進を行っていきます。

●子ども・若者が自ら運動に親しむ機会の創出(スポーツ振興課、スポーツ施設管理課、教育指導課)

スポーツイベントの開催やスポーツ教室により、スポーツをする機会を確保していくとともに、全小・中学校及び義務教育学校において、教育課程に体力向上の取組を位置付けていきます。

また、若者も含めて、日頃のスポーツの成果を試す場として市民スポーツ大会や全関東八王子夢街道駅伝競走大会を実施するほか、気軽に参加できるイベント等を開催しています。

施策 10 子どもが自身の将来や生き方を考える機会の確保【継続】

●赤ちゃんふれあい事業の推進(子どものしあわせ課)

思春期の子どもが妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得するとともに、赤ちゃんやその保護者・妊婦とのふれあいなどをおして、自己尊重感を育み、いのちの大切さや親になるイメージを感じることができる取り組みを、関係機関と連携しながら進めます。

●キャリア教育の推進(教育指導課、学園都市文化課、職員課)

児童・生徒が自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用していくほか、キャリアカウンセラーの資格を持った先生を学校に派遣して講義をするキャリア教育講座を実施していきます。

また、若者のキャリア教育を進めるため、大学コンソーシアムと連携した企業説明会の実施や、八王子市役所でのインターンシップの受入れを行います。

●若者の創業・起業の支援(産業振興推進課)

様々な産業が創出されることによる地域産業の活性化のため、サイバーシルクロード八王子による「本気の創業塾」などを通じて、創業を志す若者を支援します。

●ヤングケアラーや若者ケアラーの自立に向けた支援(子ども家庭支援センター、青少年若者課)

ヤングケアラー・若者ケアラーが将来や生き方について考えることができるよう本人の意向に寄り添いながら自立に向けた支援を実施していきます。

施策 11 青少年の健全育成に向けた支援【継続】

●青少年育成指導員による健全育成の推進や青少年対策地区委員会の活動支援(青少年若者課)

青少年育成指導員が、地域の実情に応じて行うパトロールや「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく、各種店舗の実態調査等を実施します。また、中学校区ごとに活動する青少年対策地区委員会によるスポーツや文化活動といったイベント等、子どもたちが地域とつながる多様な体験機会を提供する活動を支援していきます。

●メディアリテラシーの向上に向けた啓発活動の実施(青少年若者課、教育指導課)

インターネットの家庭での利用ルールづくりの啓発を行うほか、メディアリテラシーの向上に向けた専門家による教育を実施します。

- 学校や関係機関と連携した、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発・教育活動の実施(保健対策課・保健総務課、学園都市文化課、生活衛生課、教育指導課)
指導員による教室や情報誌への掲載などの手段を通じて、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発を進めていきます。
また、薬物依存症から回復するために、当事者やその家族が適切な治療や支援を受けることができるよう、多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の広報・周知に努めます。

基本方針1 八王子のミライを担う子ども・若者の育成

基本施策5 子ども・若者の居場所づくり

めざす姿

子ども・若者が自分の居場所を持つことができ、様々な他者とかかわりながら成長しています。居場所づくりの担い手が育成され、多様な居場所が確保されるとともに、子ども・若者自身も居場所づくりに参加しています。

【現状と課題】

- ・居場所の存在は自己肯定感や自己有用感に関わっています。居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤立・孤独をまねいてしまうため、それぞれの人が自分の居場所を持つことは重要です。
- ・少子化の進展により、子ども・若者同士のコミュニティが少なくなり、また、社会の変化により子どもが自由に遊べる場が少なくなっていることから、子ども・若者が自分の居場所を持つことが難しくなってきています。
- ・市内には居場所となりえる場所が多くありますが、その周知は十分とは言えません。居場所の情報を送り届け、居場所を必要とする人を居場所につなげていく取り組みが必要です。
- ・人口減少により、居場所の担い手を確保することは難しくなってきています。より良い居場所にしていくためには、居場所の担い手の確保や、子ども・若者自身が居場所づくりに参加していくことが必要です。

【データ】

- ・足りない遊び場(こども)
- ・居場所となる場所(若者)

【関連計画】

地域福祉計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26 校区	33 校区	37 校区
地域に居場所があると感じている子どもの割合	88.6%	90%	90%
地域に居場所があると感じている若者の割合	68.8%	70%	75%

【施策の展開】

施策 12 多様な居場所の確保・創出【新規】

- 公共施設を活用した居場所づくり(学習支援課、図書館課、青少年若者課、放課後児童支援課、集いの拠点整備課)

生涯学習センターや図書館のフリースペース、はちビバ、放課後子ども教室、学童保育所、市民センター、令和8年10月にオープンする八王子駅南口集いの拠点などの公共施設を活用し、子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

- 地域資源を活用した居場所づくり(子どものしあわせ課、福祉政策課)

子ども食堂や重層的支援体制整備事業を通じた民間企業との共創による多様な居場所の創出など地域資源を活用した居場所づくりを進めていきます。

- 災害時の居場所づくり(子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課)

災害時は避難所など、普段居場所となっていない場所で多くの時間を過ごすため、居場所がない子どもが出る可能性があります。災害時の子どもの居場所を確保する手法について検討していきます。また、公立保育園では、大規模災害時に代替保育(普段通所していない園で緊急的に保育を行うこと)を実施していきます。

- 朝の居場所づくり(放課後児童支援課)

放課後子ども教室の実施団体が行っている「朝の子ども教室」について、その取り組みを支援していきます。

施策 13 居場所につながる仕組みづくり【新規】

- 子ども・若者への情報発信(子どものしあわせ課、学習支援課、青少年若者課)

子どもに居場所を提供している団体の情報を子どもに発信していきます。また、生涯学習センターのフリースペースの空き状況や若者総合相談センターに関する情報などを SNS を活用して若者に情報発信していきます。

- 支援者への情報発信(子どものしあわせ課)

子どもに居場所を提供している団体同士のネットワーク組織のなかで、団体にとって有益な情報の情報提供や定期的に団体同士の情報交換の場を設けていきます。

- 居場所に関するニーズの調査と発信(子どものしあわせ課)

定期的に居場所に関するニーズの調査を実施していきます。

施策 14 より良い居場所にするための取組【新規】

- 子ども・若者とともに作る居場所づくり(青少年若者課、放課後児童支援課、図書館課ほか)

はちびバや放課後子ども教室、図書館など、子ども・若者が利用する様々な居場所において、子ども・若者の意見を活かしながら、より良い居場所にしていきます。

- 居場所づくりの担い手の確保・育成(子どものしあわせ課)

子ども食堂を立上げたいと考えている人向けに講座を実施するなど、新たな居場所づくりの担い手を確保するための取組みを進めるとともに、今居場所づくりに携わっている人向けの研修など育成にも努めていきます。

- 居場所間の連携(子どものしあわせ課)

居場所づくりを行う団体同士の情報交換の場の提供や、公共施設を活用した居場所同士の情報共有を進めていきます。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

基本施策6 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

めざす姿

妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や情報提供が行われており、妊婦は心身ともに安定した状態で出産を迎えます。誕生した赤ちゃんは、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長しています。

出産した母親や赤ちゃんを迎えた家庭が、対面だけでなく、オンラインでも必要な支援を受けられ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てをしています。

【現状と課題】

- ・母親にとって、妊娠・出産期は、身体の変化に不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。近年、核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、適切な支援が求められています。
- ・本市では「八王子版ネウボラ」として、フィンランドで実施しているネウボラ(アドバイスの場所)のように、様々なリスクの早期発見・早期支援につながる、切れ目ない包括的な相談・支援体制を整えてきました。
- ・令和6年度には、妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行なう機能を有することも家庭センターを設置しました。
- ・妊娠・出産・子育てに関する質の高い情報を適切なタイミングで、ていねいに分かりやすく提供していくとともに、妊娠中から身近な場所で仲間ができ、支え合いながら子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育て期の安心感につなげていくことが必要です。
- ・SNS が普及していく中で、子育てに関する相談も対面だけでなく、オンラインでの相談のニーズも高まってきています。子育て当事者が利用しやすい手法でサービスを提供していくことが求められています。

【データ】

- ・妊婦面談の実施状況
- ・子育てに関して悩んでいること、気になること

【関連計画】

健康医療計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	55.2%	62%	70%
妊婦面談を受ける妊婦の割合※	100.3%	95%以上	95%以上
産後ケアの利用件数	1,755 件	2,000 件	2,000 件以上
あかちゃん訪問事業の訪問率	99.2%	95%以上	95%以上

※妊婦面談実施数÷妊娠届数で算出。他自治体で妊娠届を提出した方が転入後に妊婦面談を受けた場合、数値は100%を超える場合がある。

【施策の展開】

施策 15 八王子版ネウボラの体制強化【充実】

●こども家庭センターの運営(子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター)

すべての妊産婦、子育て世代、子どもを対象に一体的に相談支援を行なう機能を有する機関としてこども家庭センターを運営します。こども家庭センターでは、保健師等と子ども家庭支援員等が連携・協力しながら児童虐待の予防的支援を行っていきます。

●専門職によるオンライン相談の実施(大横保健福祉センター)

妊娠期から子育て期の悩みや不安を解消し、安心して出産・育児が行えるよう、SNS を活用したオンライン相談を24 時間体制で実施し、相談体制を強化します。

●情報連携 DX の推進(大横保健福祉センター)

保健・医療・福祉・教育との情報連携を円滑に行うため、DX を推進していきます。

●妊婦のための支給事業等の実施(大横保健福祉センター)

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、妊婦面談時とあかちゃん訪問時に面談による伴走支援を行うとともに、経済支援を行っていきます。

施策 16 妊娠前後の支援【継続】

●保健師等による妊婦面談の実施(大横保健福祉センター)

妊娠届出時など妊娠早期に、保健師等が妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する疑問や不安などの相談や、出産後に役立つ事業の紹介を通して、安心して出産・子育てができるよう支援します。

●妊婦健診の実施(大横保健福祉センター)

妊婦健診を行い、母子の健康を支えるとともに、個別に支援が必要な母子については継続した支援を行います。

●すくすくメールによる妊娠・子育て情報の発信(子どものしあわせ課)

おなかの赤ちゃんの様子、妊娠中の体調変化など妊娠中の子育てに役立つ情報及び保護者に寄り添うメッセージを LINE で配信する「すくすく☆メール」を配信します

●パパママクラスの実施(大横保健福祉センター)

沐浴実習、着替え、オムツ交換などを学ぶことができるパパママクラスを実施し、育児情報の提供をしていきます。

施策 17 産前産後の支援【継続】

●あかちゃん訪問事業の実施(大横保健福祉センター)

乳児や妊産婦の家庭を訪問し、子どもや母親の健康管理、乳児の発育・発達や育児相談などを行う、あかちゃん訪問事業を実施します。また、産後うつ予防及び早期発見のため、質問票を活用した、出産後の母親の気持ちに寄り添う支援を行います。

●産後ケア事業の充実(大横保健福祉センター)

出産後の母子の心身をケアし、安心して子育てがスタートできるよう産後ケア事業を充実します。実施施設について拡充の検討を行い利用者が利用しやすい支援を実施していきます。

●産前・産後サポート事業の実施(子ども家庭支援センター)

支援を必要としているご家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児のサポート事業を実施することで、家族の精神的・身体的負担の軽減と孤立化の予防のための支援を行います。

●すくすくメールによる妊娠・子育て情報の発信(子どものしあわせ課)

赤ちゃんの様子、健診や予防接種、授乳や抱っこなどのアドバイス、産後のお母さんのからだの変化など産前産後の子育てに役立つ情報及び保護者に寄り添うメッセージを LINE で配信する「すくすく☆メール」を配信します

施策 18 乳幼児期の支援【継続】

●乳幼児健診の充実(大横保健福祉センター)

子どもの発達・発育を確認し、保護者の日ごろの育児に関する不安や悩みを少しでも解決できる場として、乳幼児健診を実施します。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、1 か月児健診の実施の検討など乳幼児健診の充実を図っていきます。

●予防接種の実施、情報発信(保健総務課、大横保健福祉センター)

子どもの疾病予防を図るため、予防接種法に基づく定期接種及び市独自の特別接種(B 型肝炎、おたふく風邪及び風しん麻しん)を実施します。予防接種の情報については、広報誌での全戸配布や SNS などにより様々な媒体で発信していきます。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

基本施策7 働きながら子育てできる環境の整備

めざす姿

仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができます。働きやすく子育てしやすい職場環境が整い、父親も母親も協力しながら子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを実現しています。

【現状と課題】

- ・共働き世帯が増加する中、家庭とともに社会全体で子どもを育てていく環境の整備が必要です。
- ・少子化の進展などにより、保育所申込み児童数はピークアウトしています。待機児童数も保育所の整備により、ピークの平成22年4月の496人と比べて、令和6年(2024年)4月の待機児童数は15名と大きく減少しています。
- ・学童保育所においては、地域ごとの保育ニーズを見極めた施設整備のほか、地域の自治会館を借用し、定員の拡充を図るとともに、学校の授業後の特別教室等を保育場所として活用するなどの取組みにより令和6年4月の待機児童数は0人となりました。
- ・核家族化や、働き方、生活スタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多岐にわたり、公立保育所を中心に、多様な保育の充実が求められています。
- ・父親と母親が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや苦勞が共有できる時間が持てるよう、企業においては「働き方改革」の推進が必要です。
- ・共働き世帯の増加により、保育の申し込み手続きについても、時間を問わずに申請ができるオンラインでの手続きのニーズが高まっています。

【データ】

- ・日ごろ子どもを見てもらえる親族・知人の有無
- ・保育所の待機児童数

【関連計画】

生涯学習プラン・男女が共に生きるまち八王子プラン

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
保育施設の待機児童数	15人	0人	0人
病児・病後児保育事業の延利用児童数	946人	1,700人	1,700人以上
学童保育所待機児童ゼロの維持	0人	0人	0人
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現している市民の割合	43.5%	47%	50%

【施策の展開】

施策 19 多様な教育・保育の提供【充実】

●乳幼児期の教育・保育に関する方針の展開(子どもの教育・保育推進課)

保育者の教育・保育活動を支援し、安全安心な環境において子どもたちが健やかに成長を育めるよう、幼児教育・保育施設全体のあり方や、公立保育園の再編、質の向上のための方向性を示し、展開していきます。

●一時保育の実施(子どもの教育・保育推進課)

保護者が就労、傷病、冠婚葬祭などで、一時的に保育を必要とする場合に一時保育を実施します。

●病児・病後児保育の充実(保育幼稚園課)

病気や病後に集団保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育を実施します。利用人数が増加している状況を踏まえ、病児・病後児保育の充実を図っていきます。

●教育・保育施設のDX(子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課)

一時保育や病児・病後児保育の手続きを電子申請できるようにしています。今後、その他の手続きについても電子化を検討し、窓口に来ずに24時間受付ができることで利便性を高めていきます。

施策 20 学童保育所の充実【充実】

●一体的連携による学童保育所・放課後子ども教室の拡充(放課後児童支援課)

学童保育所待機児童0人を維持するとともに、放課後に様々な体験活動に参加できるよう、放課後子ども教室と連携を拡充していきます。

●学童保育所における夏季休業中の昼食提供(放課後児童支援課)

長期休み中の児童の健康維持増進と学童保育所を利用する保護者の負担を軽減するため、夏季休業中の昼食提供をすべての学童保育所において実施することを目指します。

●学童保育所での高学年の受入拡大(放課後児童支援課)

保護者のニーズの高い学童保育所での高学年の受入れについて、受入れ施設の拡大を検討していきます。

●学童保育所の DX(放課後児童支援課)

学童保育所の入所申請を電子申請でできるようにしています。今後、その他申請についても電子申請でできるように検討を進めていきます。

施策 21 子育てと仕事が両立できる環境づくり【継続】

●ワーク・ライフ・バランスについての情報発信(男女共同参画課、産業振興推進課)

子育てと仕事が両立できる環境づくりの機運醸成を行うため、父親の育児休業取得促進リーフレットやワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを、母子手帳を申請した方や事業者に対して配付します。

●就職・就労支援のための講座やセミナーを実施(産業振興推進課)

女性の再就職を支援するため、就職活動やライフプランなどの内容のセミナーを開催していきます。

●子育て応援企業への支援(子どものしあわせ課)

子育て応援企業の取組みを周知していくことにより、子育て応援企業の支援や子育てを応援する職場が増えるための機運醸成を行っていきます。

●ファミリー・サポート・センター事業(子ども家庭支援センター)

育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)を組織化し、会員が相互に育児の援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援していきます。

●若者の安定した雇用の促進(産業振興推進課)

若者を対象に、就職面接会や合同研修を行うことで、若者の雇用の促進や職場への定着を支援していきます。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

基本施策8 安心して子育てをするためのサポート

めざす姿

子育て家庭の生活基盤が安定しており、家庭内に愛情が満ち、子どもの健やかな成長へとつながっています。子育てに関する不安や悩みが取り除かれ、子育てについて学ぶ場や仲間づくりの機会により、家庭での子育てがより一層充実しています。

【現状と課題】

- ・子育てに必要な費用は、妊娠から青年期にいたるまで保育・教育・医療などの多分野にわたることから、家計への負担が大きく、経済的支援の充実が必要とされています。
- ・幼児教育・保育無償化や児童手当の拡充など子育て家庭に対する経済支援の制度は拡充されてきています。
- ・子どもの健やかな成長を地域で支え合うことは重要ですが、家庭は子育てにおいて最も重要な役割を果たしています。周囲の様々な支えの中で、家庭での子育てをする力を高めていくことが必要です。
- ・子育てに関する不安や悩みを解消することは家庭での子育てにおいて重要です。子育てに関する様々な不安や悩みを相談できることが求められています。
- ・家庭内において、育児や家事の負担が過度に母親に偏ることなく、父親と母親が協力しあえる環境が必要です。
- ・保護者が、子育て時期に必要な情報や知識を、身近なところで仲間と一緒に楽しみながら得られる場が求められています。

【データ】

- ・子育てに関して悩んでいること、気になること
- ・子育てにかかる経済的な不安の具体的な内容

【関連計画】

住宅マスタープラン・健康医療計画・生涯学習プラン

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
はちまるサポートの整備数	13 か所	14 か所	15 か所
はちまるサポートの認知度	13.5%	31%	50%
いつでも相談できる人・場がある子育て世帯の割合	77%	80%	85%

【施策の展開】

施策 22 子育て家庭への経済的支援【充実】

●幼児教育・保育の無償化(保育幼稚園課)

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのすべての子どもの幼児教育・保育の利用料を無償化しています。また、0歳から2歳児クラスまでの子どもについても、第2子については無償としています(住民税非課税世帯は第1子も無償)。

●子育て家庭への住宅支援(住宅政策課)

市営住宅や市が入居者を募集する家賃補助対象住宅の優先入居・家賃補助など、子育て家庭を含めた住宅支援を充実していきます。

●各種手当・医療費の助成(子育て支援課)

児童手当・児童扶養手当・児童育成手当の支給や医療費の助成など、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための手当や助成を実施します。

●学校給食の給食費の無償化

市立小中学校、義務教育学校の給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減していきます。

施策 23 家庭での子育て力向上に向けた支援【継続】

●子育てに関する講座やイベントの充実(子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、学習支援課、青少年若者課)

親子つどいの広場や生涯学習センター、はちビバなどで、子育てに関する講座やイベントを充実させていきます。

- 食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進(保健総務課、大横保健福祉センター、学校給食課、子どもの教育・保育推進課)

食育に関するイベントの開催や、幼児食講習会等での食べる大切さに関する啓発、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進を行っていきます。

- 家庭教育の支援の充実(学習支援課)

保護者が子どもに生活習慣や基本的倫理観、社会的マナーなどを身に付けさせる家庭教育「いえいく」を支援していくため、家庭教育支援講座を実施していきます。

- 父親の育児参加の促進(大横保健福祉センター、子ども家庭支援センター、青少年若者課)

父親の育児参加を応援するため、父親への情報発信を行います。また、保健福祉センターや親子つどいの広場、はちビバでは子育て講座やイベントの充実など、父親同士の仲間づくりを支援していきます。

施策 24 子育てに関する相談体制の充実【継続】

- 子どもと家庭に関する総合相談(子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター)

妊産婦や0歳から18歳未満のお子さんをご家庭に関するあらゆる相談を専門の相談員や保健師がお受けします。

- 多様化する家庭の悩みに対する包括的な相談・支援体制(子ども家庭支援センター、福祉政策課、青少年若者課)

多様で複合的な生活課題に対し、分野横断的な支援が一体となって提供できるよう、子ども家庭支援センターやはちまるサポート、若者総合相談センターなどの包括的な相談ができる相談機関を運営していきます。

また、保護者として発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けたペアレントメンターの体験談と談話会を行い、保護者の不安を取り除きます。

- 相談窓口の周知(子どものしあわせ課、青少年若者課)

子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」に各種相談窓口を掲載し、周知していきます。また、若者総合相談センターについては、SNSを活用して情報発信を行っていきます。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

基本施策9 子育て家庭の居場所の充実

めざす姿

すべての子育て家庭が安心して過ごせる居場所があり、親子が地域とつながっています。地域全体が協力し合い、温かいコミュニティが形成され、保護者は孤立せずに育児を楽しむことができ、子どもたちは健やかに成長しています。

【現状と課題】

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、子育ての孤立感や負担感を感じる人が少なくありません。
- ・親子つどいの広場・保育園・はちビバ・地域の子育てひろばなどで、子育て家庭が気軽に交流・相談ができる居場所づくりを行っています。
- ・子どもの年齢が低いほど、子育てひろばの利用希望割合が高く、子育て中の保護者を支える身近な居場所となっており、子育てに関する相談や仲間づくりの支援など、子育てひろばのさらなる質の向上が期待されています。
- ・日常的にみてもらえる親族・知人がいる割合は 23.2%にとどまっています。誰でも気軽に子どもを預けられるようなサービスのニーズは高まっています。
- ・子ども食堂の団体数は増加しており、気軽に悩みを話せる場として、支援が必要な家庭が支援機関につながるきっかけとしての役割が期待されています。

【データ】

- ・日ごろ子どもを見てくれる親族・知人
- ・子育てに関する悩みを実際に相談した相手・機関

【関連計画】

地域福祉計画・教育振興基本計画・みどりの基本計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子育てひろばの年間利用者数	(調整中)	(調整中)	(調整中)
こども誰でも通園制度の実施園数	実施前	35園	35園以上
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26校区	33校区	37校区

【施策の展開】

施策 25 子育てひろばの充実【継続】

●「子育てひろばガイドライン」の活用(子ども家庭支援センター)

子育てひろばの利用者がより安心して利用できるように親子つどいの広場や保育園、はちびバの広場に従事するスタッフに対し、「子育てひろばガイドライン」を活用し、子育てひろばの質の向上を目指します。

●子育てひろばに関する情報発信の充実(子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、青少年若者課)

子育てひろばで毎月のお知らせを作成し、各保健福祉センターなどに設置し配布するほか、子育て応援サイトにイベント・講座情報を掲載し、情報発信を行っていきます。

施策 26 誰でも利用できる教育・保育環境の整備【新規】

●こども誰でも通園制度の実施(保育幼稚園課)

保護者の就労等の有無に関わらず未就園児を定期的に預かり在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、保護者に対する継続的な支援を行うことも誰でも通園制度を実施します。

●子育てひろばでの一時預かり(子ども家庭支援センター)

親子つどいの広場旭町(ゆめきっず)で、毎週日曜日と祝日に一時預かりを実施し、気軽に一時預かりができる環境を提供していきます。

●幼児教育・保育施設の多機能化(子どもの教育・保育推進課)

公立保育園において、子育てひろばの実施や子育てに関する相談の受付など保育以外の機能を持たせていきます。

施策 27 地域の居場所づくり【新規】

●民間の子育て支援団体の支援(協働推進課、福祉政策課)

子どもや子育てを応援する取組を行っている市民活動団体同士の情報交換や関係機関のネットワークづくりなど、市民活動支援センターやはちまるサポートなどが連携し、地域活動のさらなる活性化に向けた支援を行います。

●生活課題の早期発見・早期支援(福祉政策課)

民間企業との共創により、“つながり”を目的とした居場所の充実や新たな支援サービスの創出など、生活課題が深刻化しないための、早期発見・早期支援の仕組みづくりに取り組めます。

●子ども食堂における子どもや保護者の居場所づくりや気軽に悩みを話せる場づくりの支援(子どものしあわせ課)

子ども食堂を実施する団体への支援を通じて、子どもや保護者の居場所づくりや、気軽に悩みを話せる場として、支援が必要な家庭が支援機関につながるきっかけづくりを行います。

基本方針3 子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり

基本施策 10 地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備

めざす姿

すべての子どもと若者が安心して成長できる環境が整い、地域全体が協力して子どもと若者を支えています。子どもと若者と地域全体がゆるやかにつながることによって安心して暮らしつづけることができます。

【現状と課題】

- ・子育てひろばの運営や子育て応援企業による取組、地域における青少年健全育成団体や子育てグループの活動など、本市の子ども・子育て支援は、市民活動団体・ボランティア・民間企業・大学など、多彩な担い手により支えられています。
- ・学園都市である本市において、大学等の特徴を活かし、学生が主体的に関わる子ども向けの様々な体験事業が行われており、地域がフィールドワークの場として活用されることが、子どもの育成にもつながっています。
- ・市民活動団体等が運営する子ども食堂や無料塾などが地域に増えてきています。食事の提供や学習支援にとどまらず、子どもの居場所や地域コミュニティの拠点としての機能が期待されています。
- ・さらに活動を活発化し、子育て中の市民とつながるため、地域の公立施設を中心として、様々な団体が連携するしくみが期待されています。
- ・地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて取り組む「地域づくり」が進められています。

【データ】

- ・はちおうじミライ応援団の団体数
- ・子どもいちょう塾参加者数

【関連計画】

文化振興計画・行政と市民活動団体との協働のあり方に関する基本方針・地域福祉計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
ファミリー・サポート・センターの活動に対するマッチング率	92.5%	94%	94%以上
若者施策に携わる支援者への研修参加人数	320人	660人	660人以上
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7%	52%	60%
子育て応援企業の登録数	(調整中)	(調整中)	(調整中)

【施策の展開】

施策 28 地域人材の確保・育成【継続】

- ボランティアの育成、きっかけづくり(協働推進課、子ども家庭支援センター、福祉政策課、青少年若者課、学園都市文化課)

市民活動センターにおいて、子育て支援を行っている団体に対する活動支援を行うほか、親子つどいの広場での活動の場の提供やはちまるサポートを通じてボランティア活動の支援(活動の相談、研修など)を行っていきます。

また、若者に対しては、はちびバで大学生や大学サークルとの連携によりボランティアの受け入れや活動支援を行うほか、八王子市学園都市推進会議と大学コンソーシアム八王子が共同で作成する新入生向け情報誌へのボランティア情報の掲載や、大学等と地域のボランティア担当者が集う会議を開催し、ボランティアへのきっかけづくりを行います。

- ファミリー・サポート・センター事業(子ども家庭支援センター)

育児の援助を受けたい者(依頼会員)と援助を行う者(提供会員)との地域での相互援助活動を支援していきます。

- 子育て支援者への研修機会の実施(福祉政策課)

民生委員・児童委員に児童虐待と地域の役割について研修を行っていきます。

施策 29 子ども・若者・子育てを応援する団体の支援【充実】

- 市民活動団体等のネットワークづくりの支援(青少年若者課)

若者支援協議会で子ども・若者育成支援に関連する分野の団体同士のネットワークを、官民を問わず構築していきます。

●地域で活動する団体の支援(協働推進課、青少年若者課)

町会・自治会や子ども会への支援をし、子どもが地域と大人と交流することで、地域とのつながりを感じることができるようにしていきます。

●子ども食堂や無料学習塾などの活動支援(子どものしあわせ課)

子ども食堂や無料学習塾等、地域の身近な場所で子どもを支える活動をする団体との連絡会を定期的に開催し、情報共有や関係機関の情報提供を行います。また、子ども食堂を運営する団体に対し、支援を行います。

●八王子駅南口集いの拠点での市民活動支援(集いの拠点整備課)

八王子駅南口集いの拠点に公園、ライブラリ、ミュージアムの機能をつなぐ交流拠点「SPOT HACHIOJI」を設置。常駐するコーディネーターが子ども・若者の学びやチャレンジを応援し、様々な活動をサポートしていきます。子育てを応援する市民や団体も含めて「新しいチャレンジ」を応援し、新たな交流と文化が生まれる場づくりを進めます。

●市民企画事業補助金交付事業(協働推進課)

市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的な事業について、市民企画事業補助金交付事業を行い、子育てを応援する団体等の支援を行います。

施策 30 企業・大学等による子ども・若者・子育て支援【継続】

●子育て応援企業の活動支援(子どものしあわせ課)

子育て応援企業同士や関係機関との連携の支援などによりその活動を支援するとともに、市民への広報を充実していきます。

●大学等と連携した子ども・若者の育成、子育て支援(学園都市文化課)

大学コンソーシアム八王子との連携により、大学等や大学生が主体となって取り組む子ども・子育て支援活動を支援します。大学等の特色を生かした専門的な学習機会を子どもに提供するため、夏休み子どもいちょう塾の開催や八王子まるごと子どもキャンパスの発行など、大学等による子ども向けの体験事業を子どもや保護者に対して発信していきます。こうした取組により、地域に大学等があるメリットを活かしたまちづくりを進めます。

施策 31 ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携【新規】

●地域づくり推進事業(経営計画課)

地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて、地域の多様な活動団体や住民同士、地域と行政が協働していくためのしくみを構築し、「地域づくり」を推進することで、子ども・若者を含めたゆるやかな地域のつながりを育みます。

●はちまるサポートによるコーディネート事業(福祉政策課)

はちまるサポートに常駐している CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)が、地域住民をはじめ、民間企業、大学などの多様な主体と連携し、地域の“つながり”づくりや地域活動の支援など誰もが安心して暮らし続けられるためのコーディネートを進めることで、地域で子育て支援を行う市民や団体を支援していきます。

●子育て施設や学校施設を核とした地域連携の推進(子ども家庭支援センター、青少年若者課、子どもの教育・保育推進課、地域教育推進課)

地域社会全体で子育てを支えていくため、子ども家庭支援センターやはちびバ、保育園、親子つどいの広場などの子育て施設が、市民活動団体や企業、大学、社会福祉協議会などとの連携をコーディネートし、多様な立場の子育て支援者の交流と協働を推進します。

また、地域学校協働活動の拠点である学校を核として、様々な市民や団体の連携のもと地域全体で子どもの学びや成長を支える活動を支援します。

基本方針3 子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり

基本施策11 子育てプロモーションの推進

めざす姿

子育てプロモーション活動を通じて、子どもや子育て支援に関する地域の情報や取組がとなり、親子と地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動が活性化しています。まちへの愛着が生まれ、このまちで子育てしたい、住み続けたいという気運が醸成されています。

子どもの成長が、私たちの未来に関わる大切なこととして、すべての人が関心を持ち、子育てを応援することが地域にとっても豊かな営みとなっています。

【現状と課題】

- ・市の接続可能な発展に向けて、子育て世帯の定着、年少人口や生産年齢人口の増加を図ることが重要です。子育て世代に「八王子で子育てしたい」「住みたい・住み続けたい」と感じてもらうためには、本市の「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」への取組や魅力ある子育て情報を積極的に発信し、プロモーション活動をしていく必要があります。
- ・子ども・子育て支援の取組を充実させるだけでなく、子育て世帯のニーズに合わせた情報発信を工夫していく必要があります。
- ・市では、子育て支援情報やイベント情報などをまとめた「子育て応援サイト」を運営するほか、LINE で子育て情報を掲載した「すくすく☆メール」を配信するなどの取組を続けてきました。
- ・市の取組だけでなく、市民活動団体や企業等による子育てを応援する取組についても積極的に情報発信し、社会全体で子どもの成長や子育てを楽しむ気運の醸成が必要です。
- ・市民や企業・大学など様々な立場の人々がゆるやかにつながり、地域社会みんなで子育て支援に参加していけるよう、子育てフォーラムの開催などのきっかけづくりを行っていくことが大切です。

【データ】

- ・子育て情報の入手方法
- ・八王子で子育てしたいと思うか

【関連計画】

地域情報化計画・教育振興基本計画・地域福祉計画・文化振興計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
すくすく☆メール(LINE)の利用者満足度	48.5%※	54.3%	60%
子育て応援サイト	(調整中)	(調整中)	(調整中)

※この項目については、現状値は令和4年度のもの

【施策の展開】

施策 32 みんなに届く子育て情報の発信【充実】

- 様々な媒体を活用した、きめ細やかな情報発信(子どものしあわせ課、教育総務課)
保護者が安心して出産・子育てができ、子どもたちが地域の情報を楽しんで知ることができるよう、ホームページ、SNSや紙媒体などを活用し、きめ細やかな情報発信を行います。
- 子育て応援サイトや子育てガイドブックによるわかりやすい情報発信(子どものしあわせ課)
子育て応援サイトの運営や子育てガイドブックの作成により、子育て支援情報や、子育て家庭からのニーズが高い園情報やイベント情報など、それぞれの特性を活かしてわかりやすく発信していきます。
- 子育て応援サポーターによる子育て情報の発信(子どものしあわせ課)
子育て応援サポーターが、本市の子育て情報や魅力ある子育て環境を発信することで、子育てプロモーションを推進していきます。

施策 33 子育てをみんなで楽しむまちづくり【継続】

- 子ども・子育てフォーラム開催(子どものしあわせ課)
子どもや子育てに関する活動をつなげて活性化していくため、子育て家庭と、市民、団体、企業や大学などの子育て支援者が実際に集い、めざす姿を共有し、参加・活動・協力するきっかけとなるようフォーラムを開催します。
- 市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進(子ども家庭支援センター、青少年若者課)
親子つどいの広場やはちびバで様々な子育て支援者の参画による子育て応援イベントの実施や情報発信を支援し、保護者と地域が一体となって子どもたちの成長を喜び、子育てを支えあう環境づくりを進めます。

●子育て応援企業への支援(子どものしあわせ課)

子育て応援企業の取組みを周知していくことにより、子育てを応援する企業が増えるための機運醸成を行っていきます。

基本方針3 子育てをみんなで楽しむまちづくり

基本施策12 子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

めざす姿

親子が安心して暮らし、外出できる環境が整えられているとともに、子どもが安全に遊んだり、通園・通学できるよう、地域の大人の協力による見守りの輪が広がっています。子育て関係者や子ども自身が事故を防止するための知識をもっており、子ども・若者全員が安心して住み続けたいと思えるまちとなっています。

【現状と課題】

- ・就学前児童世帯の保護者を対象としたアンケートでは、子育て支援環境充実のための施策のうち重要だと思う施策として、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」が最も高く、「子どもが被害者となる犯罪・事故の予防・防止」や「親子が安心して集まれる身近な場やイベントを増やす」といったニーズもあります。
- ・子どもに対するインタビュー調査では、家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがあるという意見がありました。
- ・近年、子どもが巻き込まれる事故や事件が多い中、安全に安心して暮らせるまちは、子どもの願いでもあります。街灯の設置や道路の危険箇所など、子どもの目線に立った調査や点検が必要です。
- ・本市では子どもを犯罪被害から守るため、不審者情報のメール配信や地域と連携したパトロール活動、防犯カメラの通学路への設置を行っています。また、通学路や園のお散歩コースなど、子どもが頻繁に利用するルートについて、地域が一体となった安全点検を行っています。
- ・自分が生活する地域がきれいなまちであることを、子どもは望んでいます。大人が子どもの模範となり、自分の暮らす地域に関心を持ち、きれいで安心して暮らせるまちづくりを自ら実践していく必要があります。

【データ】

- ・子育て支援環境充実のための施策のうち重要だと思う施策
- ・八王子市は治安がいいと思うかどうか

【関連計画】

都市計画マスタープラン・八王子駅南口集いの拠点整備基本計画・交通安全計画・安全・安心まちづくりのための防犯対策方針・教育振興基本計画・消費生活基本計画・環境基本計画・水循環計画・みどりの基本計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	76 地区	89 地区	89 地区以上
地域防犯リーダーの数(町会等当たり平均人数)	2.4 人	3 人	3 人以上
八王子市内の交通事故の件数(18 歳以下)	143 件	143 件	129 件以下

【施策の展開】

施策 34 地域力を活かした防犯・防災対策の推進【継続】

- 地域や事業者と連携した見守りやパトロール活動の充実(地域教育推進課、青少年若者課、福祉政策課、防犯課)

登下校中や放課後、長期休暇期間中の子どもの安全のため、学校、PTA、青少年健全育成団体や民生委員・児童委員など地域の方々による見守りやパトロール活動を促進します。また、「ピーポくんの家」や事業者・労働組合による「こどもを守るネットワーク」の周知を進め、子どもの安全を見守る活動を充実します。

町会自治会を対象にした地域防犯リーダー養成講習会を行い、町会・自治会の自主防犯活動を支援していきます。

- 犯罪・不審者情報メール・SNS による情報発信(防犯課)

犯罪・不審者情報について、地域内の大人も子どもも速やかに情報共有ができるよう、メールや SNS を活用した情報発信を進めます。

- 地域における防災力の向上(防災課)

子ども・若者も地域の一員として、積極的に防災活動に参加していくことが重要です。地域の防災活動の中核となる自主防災組織の結成や活性化を支援していくとともに、防災リーダーを育成するための研修会を開催していきます。

- 若者の非行防止や立ち直り支援(青少年若者課、生活衛生課、防犯課)

青少年問題協議会において、青少年の非行、薬物の乱用などに関する地域の現状について、警察署、関係機関、団体間で共有を図るとともに、青少年の健全育成に向けた周知・啓発を行っていきます。また、更生保護などに関連する機関や団体が連携し、若者の立ち直りを支援します。

施策 35 子どもを事故から守るための取組【継続】

- 地域が一体となった交通安全点検の実施と対策の推進(地域教育推進課)

安全点検を定期的に実施し、対策が必要な箇所については市と国・都とが連携しながら安全確保の対策を推進します。

- 年齢に応じた交通安全教室・自転車教室の実施(交通事業課)

交通公園で楽しみながら交通ルールを学ぶ取り組みや、子どもの年齢に応じた段階的な交通安全教室を実施します。

- 幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間の実施(子どもの教育・保育推進課)

幼児教育・保育施設における子どもの事故防止について、継続的な取組を推進するため、毎年9月に「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」を実施し、子どもの事故防止に向けた研修の実施・啓発などに取り組みます。

- 子どもの不慮の事故を予防するための情報提供(交通事業課、大横保健福祉センター、消費生活センター)

全国交通安全運動やイベントを通して交通安全に関するチラシ等を配布する他、広報誌や市の SNS を活用し情報提供を行います。

また、あかちゃん訪問や乳幼児健診、出張講座等で情報発信するとともに注意喚起を行います。

さらに、国民生活センターが発行する「子ども・若者」に関わる悪質商法や製品による事故情報等をお知らせする「子どもサポート情報」を、消費生活ニュースの発行に合わせて、保育施設へ周知します。

- 災害から子どもを守る取組み(子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課)

幼稚園・保育園等では、定期的に防災訓練を実施し、災害発生時の被害の軽減に努めています。

施策 36 お出かけしやすいまちづくり【充実】

- 道路や公共施設におけるユニバーサルデザインの促進(路政課、庁舎管理課、図書館課)

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進め、赤ちゃんや幼児と一緒に安心して外出できる環境づくりを進めます。また、図書館や本庁舎を始めとしたすべての公共施設において、子どもたちや赤ちゃん連れの方を含め、だれもが気兼ねなく心地よい雰囲気の中で過ごせる空間づくりを推進します。

●身近な遊び場や居場所としての公園の情報発信

子ども・若者の身近な遊び場や居場所である公園の整備を進めていくとともに、公園の情報をまとめ、わかりやすく発信していきます。

●親子や若者も楽しめる八王子駅南口集いの拠点(集いの拠点整備課)

令和8年10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、ピクニックや幼児の遊び場として利用できる芝生広場や、乳幼児を連れた保護者が気兼ねなく読書ができる憩いのライブラリなど、子どもが楽しめる居場所を確保していきます。

また、施設内では、中高生や大学生等が静かに自習できるスペースを用意するなど、若者にとっても魅力のある居場所としていきます。

●おでかけをサポートする情報の発信(子どものしあわせ課)

子育て応援サイトや子育てガイドブック、すくてく・はちおうじ(Facebook・X)など様々な媒体でおでかけする場所の情報を発信していきます。

●きれいなまちづくりの推進(ごみ減量対策課、青少年若者課、環境政策課)

大人を含めたマナー向上のため喫煙マナーアップキャンペーンなどによる路上喫煙やごみのポイ捨ての禁止、及び、みんなの町の清掃デーなどに取り組み、きれいなまちづくりを進めていきます。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策13 児童虐待の防止

めざす姿

地域の関係機関の連携が進み、親の子育ての不安や負担感が早期に軽減され、児童虐待を予防する環境が整っています。やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制がつくられています。

【現状と課題】

- ・各機関が児童虐待防止に取り組んでいますが、子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理件数や相談件数は高止まりしています。
- ・東京都においては「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を制定し、社会全体で子どもを虐待から守る取組を進めています。
- ・児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題です。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援が必要となっています。
- ・子ども家庭支援ネットワークでは、中学校区ごとのブロック会議を開催し、より身近な地域で児童虐待防止の取組を進めています。
- ・児童虐待を防止するため、専門性を有する職員の育成や子どもや親にとって身近な場所での支援者を増やしていく必要があります。
- ・親元で暮らせない子どもを家庭的な環境で養育する里親制度については、児童相談所と連携し、周知や啓発に取り組んでいますが、制度への理解や新たな里親の担い手は十分ではありません。

【データ】

- ・子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理数及び述べ相談件数
- ・子ども家庭支援センターの相談利用状況

【関連計画】

教育振興基本計画・地域福祉計画・地域福祉推進計画(社会福祉協議会)

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
子ども家庭支援センター相談(活動)数	67,381件	70,000件	70,000件以上
子ども家庭支援センター新規相談受付件数	2,337件	2,600件	2,600件以上
児童相談所への送致件数	18件	18件以下	18件以下

【施策の展開】

施策 37 児童虐待の予防や早期発見・早期対応【充実】

●面談や健診での児童虐待の早期発見

(大横保健福祉センター)

妊婦面談や各種健診、あかちゃん訪問など、妊産婦や乳幼児と会う機会に、家庭が抱える問題の早期把握と継続した支援に取り組めます。

●子育ての負担や不安軽減による虐待予防(子ども家庭支援センター)

子育てに負担や不安を抱える家庭に対し、育児・家事支援や訪問相談を行う子育て世帯訪問支援事業やショートステイ、トワイライトステイなどの事業を行い、子育ての負担や不安軽減を図り、虐待予防に取り組めます。

●小・中学校における児童虐待予防と早期発見に向けた体制の充実(教育指導課)

子どもが家庭を離れ、一日の多くの時間を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい場であることから、スクールソーシャルワーカーの巡回訪問や関係機関との連携により、児童虐待防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

●気軽に悩みや不安を話せる機会や場所の充実

(子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、青少年若者課、大横保健福祉センター、福祉政策課)

子育てひろばや幼稚園、保育園、はちビバ、はちまるサポートなど、子どもや保護者にとって身近な場所での相談体制の充実を図ります。

●SNS を活用したオンライン相談の実施(大横保健福祉センター)

小児科医・産婦人科医・助産師による SNS を活用したオンライン相談を実施し、相談体制の強化を図ります。

施策 38 支援が必要な家庭への支援と人財育成【充実】

●児童育成拠点の整備(子ども家庭支援センター)

養育環境に問題を抱えた家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習サポート等児童の状況に応じた支援を提供することで虐待の防止と児童の最善の利益を保障し、健全育成を図ります。

●支援機関の連携を深めるネットワークの充実(子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター、福祉政策課、教育指導課)

子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を中心に、児童相談所や警察、医療機関などとの連携を強化していきます。個別の支援が必要なケースについては、すべての中学校区に設置する地域ブロック会議などにより、具体的な協議や情報共有を行います。

●要支援家庭への支援の充実(子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター)

支援の必要性が高い妊産婦や子ども、その家庭に対して、こども家庭センターがサポートプランを作成し、相談支援や家事支援、居場所支援、親子交流支援など、当事者の必要に応じた支援に取り組みます。

●児童虐待防止のための人財(人材)育成(子ども家庭支援センター、福祉政策課)

児童虐待に関する専門性を有する職員を育成することは重要であり、引き続き、東京都や児童相談所と連携した職員の人財(人材)育成を行います。また、子ども家庭支援ネットワークに関わる職員や民生・児童委員などに対し、児童虐待防止に関する研修を実施し、人財(人材)の確保や育成に取り組みます。

●児童相談所との連携強化(子ども家庭支援センター)

児童虐待を防止し、支援が必要な子どもとその家庭を適切な支援につなげるため、児童相談所との連携強化を進めます。

施策 39 社会的養護を必要とする子どもへの支援【継続】

●社会的養護や里親制度について周知・啓発(子ども家庭支援センター)

里親制度や里親を必要としている子どもたちについて、広く市民に理解してもらうため、講演会の実施や、啓発グッズの配布などによるプロモーションにより周知・啓発していきます。

●家庭的養護の推進(子ども家庭支援センター)

児童相談所と連携し、養育協力家庭となることを希望する担い手づくりを進めます。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策14 障害のある子ども・若者への支援

めざす姿

障害のある子どもを支えるネットワークが充実し、早い時期から子どもと保護者への切れ目ない支援が行われており、子どもが地域の中で安心して成長しています。障害のある子どもの特性や成長に合わせた支援や居場所づくりが進んでおり、子どもが将来、社会参加や自立した生活を実現するための力が育まれています。

障害のある若者が平等に教育や就労の機会を得られ、社会全体が障害のある若者の多様なニーズを尊重し支援する環境が整っています。

【現状と課題】

- ・「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」や「特別支援教育推進計画」との整合性を図りながら、インクルーシブの理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもの支援や環境の整備などを進めています。
- ・福祉・保健・医療・教育など各分野が連携し、乳幼児期から学齢期、青年期にかけての切れ目ない支援に取り組む「はちおうじっ子マイファイル」事業を開始しました。
- ・保育施設・幼稚園に公認心理師等を派遣する巡回発達相談のニーズは年々高まっています。今後、地域型保育施設への実施や充実が求められています。
- ・放課後等デイサービスの利用者数は増加しており、引き続きサービスの質の向上が求められます。
- ・保護者として発達障害の子どもの子育て経験があるペアレントメンターに話を聞くことができる保護者サロン「ほっとすてっぷ」を令和6年度から開始しました。
- ・障害のある若者が地域の一員として尊重され、自分らしく暮らすためには、安心して働き続けられる環境が必要です。障害のある若者の就労や生活の支援をしていくことが求められています。

【データ】

- ・巡回発達相談の実施件数
- ・放課後等デイサービスの利用者数

【関連計画】

地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画・教育振興基本計画・特別支援教育推進計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
学校サポーター・特別ボランティアの活動者数	746人	826人	826人以上
巡回発達相談件数	274件	350件	350件以上
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	69.1%	74%	80%
重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	13事業所	15事業所	15事業所以上

【施策の展開】

施策 40 発達に不安がある子ども・若者への支援【新規】

- 子ども・若者の発達に関する相談体制の充実(障害者福祉課、大横保健福祉センター、教育指導課、青少年若者課)

市内2か所の児童発達支援センターや発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達相談を行います。教育委員会においては、総合教育相談の相談員の専門性を高め、保護者や児童・生徒、学校からの相談対応を充実します。

また、保護者として発達障害の子どもの子育て経験があり、一定のトレーニングを受けたペアレントメンターの体験談と談話会を行い、保護者の不安を取り除きます。

若者総合相談センターでは、発達に不安がある若者の相談を受付けていきます。

- 幼児教育・保育施設における巡回発達相談の充実(子どもの教育・保育推進課)

幼児教育・保育施設に在園する発達障害のある、またはその疑いがあるお子さんについて、心理士が具体的なアドバイスを行う巡回発達相談の充実を図ります。また、幼児教育・保育施設の従事者を対象に、障害の理解、援助方法の習得のため研修会を拡充します。

- 発達障害の早期発見・早期支援の充実(大横保健福祉センター)

乳幼児健診等により経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師等の専門職が発育や運動・精神発達に関する相談に対応する発達健診を実施します。子どもの精神発達や言語発達、社会性などの相談についても、心理相談員による相談を実施し、障害の早期発見・早期支援に取り組んでいきます。また、5歳児健診の検討や専門的医療機関の確保や初診待機の解消に向けた取組を検討していきます。

●障害児・者への支援を行う施設の整備(健康医療政策課・障害者福祉課)

障害児・者への支援を継続していくために、小児・障害メディカルセンターをはじめとする障害児・者施設の老朽化等について、適切に対応していきます。

施策 41 切れ目ない支援体制の充実【継続】

●「はちおうじっ子マイファイル」事業の推進

(障害者福祉課、教育指導課、子どもの教育・保育推進課、大横保健福祉センター)

「はちおうじっ子マイファイル」事業を推進し、就学前には八王子版ネウボラ「乳幼児手帳」、就学時には「すくてくシート(旧就学支援シート)」、小・中学校ではサポートファイルを作成し、障害のある全ての子どもの成長について、連携して就労まで見通した切れ目ない支援を行います。

●幼児教育・保育施設等での障害児の受入(インクルーシブ保育・教育)

(保育幼稚園課、子どもの教育・保育推進課、放課後児童支援課、教育指導課)

教育・保育施設や学童保育所において、障害のある子もない子も安心して過ごせるインクルーシブの理念を推進していきます。公立保育園においては、障害のある子どもの受け入れを継続して実施していきます。学童保育所では、特別な配慮が必要な児童には継続した支援が行えるよう、優先入所できるようにしています。また、児童の特性を踏まえた配慮やバリアフリー、静養スペースの確保といった環境整備を進めます。

●障害のある若者の就労支援(障害者福祉課)

障害のある若者などの就労機会の拡大と安心して働き続けられるよう、障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面を一体的に支援し、活躍の場を創出していきます。

●障害のある若者に対する包括的な支援(青少年若者課)

若者総合相談センターでは障害のある若者の相談を受け、必要な支援につなげていきます。

施策 42 重症心身障害児・医療的ケア児への支援【新規】

●在宅レスパイト事業の実施(障害者福祉課)

看護師等が重症心身障害児等の自宅に訪問して、家族の代わりに一定時間ケアを行う在宅レスパイト(小休止・一時預かりのこと)事業を実施し、重症心身障害児等の家族の休息時間を確保します。

●医療的ケア児コーディネーター事業(障害者福祉課)

医療的ケア児の相談窓口に医療機関と連携した医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族が福祉・保健・医療・その他関連分野の連携したサポートを受け、安心して生活できるように適切な支援につなげます。

●医療的ケアを必要とする子どもの療育・訓練の場の充実(障害者福祉課、教育指導課)

「八王子市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」により、医療的ケアの基本的な考え方や各関係機関の役割など、保護者に周知します。また、医療的ケア児等コーディネーター事業で行うイベントなどを通して、保護者への情報提供を行います。

●重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする活動の場の拡充(障害者福祉課)

重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ないことから、日中活動の場などを拡充するため、重症心身障害児や医療的ケア児の受入を事業者に働きかけていきます。

●障害児・者への支援を行う施設の整備(障害者福祉課・健康医療政策課)

障害児・者への支援を継続していくために、小児・障害メディカルセンターをはじめとする障害児・者施設の老朽化等について、適切に対応していきます。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策15 ひとり親家庭への支援

めざす姿

ひとり親家庭への総合的な支援が充実し、生活基盤の安定により安心して子育てができています。家族がふれあうゆとりある生活を送っており、子どもは、様々な体験や交流を重ね、未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長しています。

【現状と課題】

- ・八王子市子どもの生活実態調査報告書(令和4年(2022 年))では、ひとり親家庭はふたり親家庭に比べ、生活困難度が高くなっています。また、海水浴や博物館といった子どもの体験について、ひとり親家庭ではふたり親家庭と比べて少なくなっています。
- ・仕事と家事・育児のすべてを一人で担わなければならないひとり親家庭を支えるため、身近な場所での就業支援や子育て支援など、きめ細かく取り組んでいくことが求められています。
- ・令和5年(2023 年度)に実施したひとり親家庭を対象としたアンケートでは、ひとり親家庭となった理由が「離婚」または「未婚・非婚」と答えた人の子どもの養育費の取り決めについて、「取り決めをした」が 63.2%、「取り決めはしていない」が 34.7%となっています。また、面会交流の頻度や方法については、「取り決めをした」が 53.4%、「取り決めはしていない」が 44.1%となっています。
- ・離婚などによってひとり親になるとときには生活が大きく変化し、子どもへの影響も大きくあります。ひとり親になってからではなく、ひとり親になる前から支援をしていくことが必要です。

【データ】

- ・ひとり親になったときに一番困ったこと
- ・子どもの体験

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
18歳以下の人口における児童扶養手当支給対象児童数の割合	6.0%	5.3%	4.2%
体験活動に参加した子どもの満足度	86%	100%	100%
児童扶養手当支給世帯のうち養育費を受け取っている世帯の割合	21.3%	22.0%	22.9%

【施策の展開】

施策 43 ひとり親家庭への支援【充実】

●就労支援や資格取得支援の実施(子育て支援課)

ひとり親家庭の職歴など就労に関するニーズを聴き取り、そのニーズに沿った求人を開拓し提供する、一人ひとりに寄り添った就労支援や生活に活かせるセミナー・講習会の開催など総合的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や、自立につながる資格取得のための受講費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、国家資格などを取得するために修業機関に通う間の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」など、生活基盤の安定のための各種支援を実施します。

●経済的支援や家事支援の実施(子育て支援課)

児童扶養手当や児童育成手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸し付けなど、引き続き経済的な支援を実施します。また、一人で生計維持・家事・育児を担うひとり親の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスによる家事支援を行います。

●母子・父子自立支援員による相談・支援の実施(子育て支援課)

母子・父子自立支援員や就業・家計専門員を配置し、ひとり親家庭の個々の状況に応じたきめ細かな相談体制を整え、必要に応じて関連機関と連携して支援を行います。また、ハローワークと連携した就労支援を行うとともに、収入・支出の適正化を目指す家計改善支援を行います。

●ひとり親家庭への情報提供の充実(子育て支援課)

ひとり親家庭に向けたメールマガジン「はち☆エール」やひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口公式 LINE により、ひとり親家庭の支援情報やイベント、子育て情報を配信していきます。また、「ひとり親家庭のしおり」を発行し、ひとり親家庭のための制度について、情報提供していきます。

●ひとり親同士の交流の場の提供(子育て支援課)

子どものこと、学校や家庭のこと、なかなか話せない悩みなど、ひとり親家庭の親同士が安心して情報を共有し、交流できる場を提供します。

施策 44 ひとり親家庭で育つ子どもへの支援【継続】

●学習支援の実施(子育て支援課生活自立支援課)

児童扶養手当を受給している世帯と同等の所得水準のひとり親世帯と生活保護世帯の中学生に対し、学習支援教室を実施します。また、学習支援教室に通うことが困難な場合には、大学生等の学習支援員を自宅に派遣する家庭教師派遣を実施します。

●ひとり親家庭の親と子がふれあう機会の提供(子育て支援課)

ひとり親家庭の親子と親同士の交流機会を作るとともに、子どもの体験活動を推進する親子ふれあい事業を実施します。

●生活力の向上に向けた体験活動の実施(子育て支援課)

ひとり親家庭で育つ子どもの体験格差の是正を図るとともに、自己肯定感の向上や豊かな心や創造性を育む体験型イベントを行います。また、地域の社会資源を活かしたイベントに子どもたちが参加できるよう、周知などの協力を行っていきます。

施策 45 ひとり親家庭になる前からの支援【新規】

●「離婚前後家庭支援事業」の実施(子育て支援課)

養育費や親子交流などの離婚の際の取り決めや、離婚が子どもに与える影響など、離婚前後に必要な情報を提供する講座を開催するとともに、弁護士の個別法律相談や、養育費を安定して受け取るための養育費確保支援事業を実施し、ひとり親家庭になっても安心して生活できるように支援します。

●「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施(子育て支援課)

離婚後の生活を見据え、ひとり親になる前から就労支援や講習などを実施し、自立に向けた総合的な支援を行います。

●離婚に関する相談等の実施(子育て支援課)

母子・父子自立支援員が離婚を考えている方からの悩みを聴き取り、婚姻費用や養育費、親権、各種手当など離婚前後に関して必要な情報を提供し、今後の生活の不安が軽減されるよう支援します。また、就業・家計専門員がライフプラン表などを活用し、離婚後の生活について就労支援を含めて相談に応じます。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策16 子ども・若者の貧困の解消

めざす姿

子どもの将来が、家庭環境に左右されることのないよう、必要な支援の充実と教育の機会均等が図られています。子どもが社会に出た後も、貧困が連鎖することなく自立した生活を送ることができています。

若者の生活が安定し、将来への希望をもち、チャレンジができる社会となっています。

【現状と課題】

- ・八王子市子どもの生活実態調査報告書(令和4年(2022 年))では、コロナ禍において、遊園地やテーマパークなどの体験が経験できなかった子どもは生活的に困窮している家庭の方が多くなっています。
- ・子どもの貧困は学習環境に大きく影響し、学習意欲や学力低下につながると言われており、大人になっても困窮する「貧困の連鎖」が社会的な問題となっています。
- ・八王子市子どもの生活実態調査報告書(令和4年(2022 年))では、小学5年生において、授業が分からないことが多い子どもの割合が生活的に困窮している家庭で特に増加しています。
- ・子どもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題です。
- ・国では子どもの貧困対策の推進に関する法律をこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改め、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐとしています。
- ・若者の貧困は深刻化しており、学習支援や就労支援など自立に向けた支援をしていくことが必要です。

【データ】

- ・テーマパークなどの体験が経験できなかった子どもの割合
- ・授業が分からないことがおおいと答えた子どもの割合

【関連計画】

地域福祉計画・教育振興基本計画

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	22.1%	25%	30%
生活に困っている世帯の新規相談受付件数	3,431件	(調整中)	(調整中)
八王子若者サポートステーションにおける進路決定者数	32人	60人	70人

【施策の展開】

施策46 子どもへの教育・生活支援【継続】

●身近な場所での学習支援の実施(子育て支援課、生活自立支援課)

生活に困窮する世帯の子どもが、身近な場所で学習支援が受けられるよう事業を実施します。

●地域での相談・居場所づくり

(青少年若者課、放課後児童支援課、子ども家庭支援センター、福祉政策課、子どものしあわせ課、教職員課)

学校やはちびバ、学童保育所、子ども家庭支援センター、はちまるサポート、子ども食堂など、子どもにとって身近な場所に、悩みを相談できる大人がいる環境づくりを推進します。また、相談内容に対し、適切な支援につなぐことができるよう、教職員・スタッフへの研修を実施します。

●生活に困難を有する子どもを支援する団体への支援

(子どものしあわせ課、生活自立支援課)

子ども食堂や無料学習塾など、生活に困難を有する子どもの支援を行う市民活動団体への支援を行うとともに、市民団体に対し、関係機関の情報を提供します。

施策47 生活に困っている世帯への支援【継続】

●支援対象者の実態に応じた自立支援プログラムの実施(生活自立支援課)

生活困窮者自立支援相談窓口では、保護者の経済的自立に向け、関係機関と連携しながら、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムにより、困窮からの脱却を支援します。

●関係機関との連携など多様な主体による支援(生活自立支援課)

生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、多様な主体による支援方法の検討することをはじめとして、関連機関が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を提供しています。

●身近な場所で早期に相談や支援が行える体制づくり(福祉政策課)

はちまるサポートが中心となり、社会福祉法人をはじめとする民間企業や地域活動団体など、地域で活動する多様な主体団体との“つながり”を強め、地域生活課題の早期把握・早期支援の体制を充実します。

施策 48 若者の生活の安定【継続】

●若者の安定した雇用の促進(産業振興推進課)

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや東京都との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。

●若者の職場定着に関する支援(産業振興推進課、青少年若者課)

就労意欲があるものの、なかなか就職に結びつかない若者に対し、就労に向けたコミュニケーション能力の育成や就労訓練など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。また、市内中小企業などに就職した若者を対象に、ビジネスマナーの取得や労働意欲の向上と、企業の枠を超えた横のつながりをつくるための合同研修を行います。

●生活に困っている若者の相談や就労・生活などに関する支援(生活自立支援課、青少年若者課)

生活困窮者自立支援相談窓口では、生活に困りごとや不安を抱えている若者に寄り添いながら、就労訓練や家計改善など、一人ひとりの自立に向けた相談を行います。また、就職したものの人間関係に悩みを抱えるなどして退職した若者や、就業経験のない若者などの就労に向けた相談を受け付け、市内の協力企業で就労体験・職場実習の経験を積むことで、円滑に就職活動を進めることができるよう支援を行います。

●生活に困っている若者の就学に関する支援(生活自立支援課)

生活に困っている若者への就学支援として、高校3年生などへの塾費用や受験料の無利子での貸付を行います。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策17 外国につながる子どもと家庭への支援

めざす姿

外国人や海外から帰国した子どもや保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができ、地域に居場所を作ることができています。また、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らしています。

【現状と課題】

- ・外国人市民の人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により伸び率が鈍化したものの、令和2年(2020年)3月末の13,256人から令和6年(2024年)3月末の間で15,483人と増加しています。
- ・外国人を対象とした生活相談、くらしの情報提供の窓口として「在住外国人サポートデスク」を設置しています。
- ・外国人市民の定住化が進み、日本での進学や就職を希望する人も増えており、日本語学習のニーズが高まっています。
- ・言語、文化、生活習慣が異なる場所での出産、子育ては、周囲とのコミュニケーションの難しさや情報の乏しさなどから、子育ての負担感が大きくなっています。
- ・市民の多文化共生意識や国際感覚の醸成のため、日本人と外国人の交流の機会や小・中学校での国際理解教育など、多文化共生意識や国際理解の推進を図る必要があります。
- ・外国人の子どもと保護者の居場所を作るため、多文化キッズサロンを実施しています。

【データ】

- ・市内の18歳未満の外国人人口
- ・日本語以外の言語を使用する家庭の割合

【関連計画】

教育振興基本計画・多文化共生推進プラン

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
語学ボランティア登録者数	371人	(調整中)	(調整中)
外国人と交流したいと思う市民の割合	45.9%	55%	65%

【施策の展開】

施策49 外国につながる子どもと家庭への支援【充実】

●子どもへの日本語学習支援や生活支援

(多文化共生推進課、学務課、子どもの教育・保育推進課)

小・中学校において、日本語学級における学習支援を行っていきます。就学時には、支援が必要な外国籍等児童・生徒に対し、日本の学校生活に慣れるまで、一定期間、母国語などによる支援を実施していきます。多文化キッズサロンにおいては、日本語を母語としない子どもの学習支援や相談支援、交流支援など、学校外での支援を行います。また、公立保育園の給食では、宗教上の理由により食べることができない食材について配慮していきます。

●保護者への日本語学習支援や生活支援(多文化共生推進課、学習支援課)

外国人市民に向けて、日本語教室を開催するとともに、ボランティア団体による日本語教室を支援していきます。また、在住外国人サポートデスクにおいて、子育てや教育、就労などの生活相談を充実していきます。

●子どもや保護者の居場所づくり(多文化共生推進課)

多文化キッズサロン八王子では、日本語を母語としない子どもや保護者に対し、相談や支援を行うとともに、交流の場・居場所を提供していきます。

●行政情報などの多言語化、やさしい日本語の活用

(多文化共生推進課、子どものしあわせ課、広報プロモーション課)

子育てガイドブックや広報はちおうじ、くらしの便利帳、総合防災ガイドブック、はじめてのごみの出し方ハンドブック、外国人向け情報誌「Ginkgo」など、行政情報の多言語化を進めていきます。また、職員研修などにより、行政情報の提供や窓口対応などにおける「やさしい日本語」の活用を推進します。

施策 50 多文化共生意識の啓発や国際理解の推進【充実】

●小・中学校における国際理解教育の推進(教育指導課)

留学生との交流や外国語指導助手の配置による実際に英語でやりとりしたり、多文化について学んだりする機会など、小・中学生向けの国際理解教育プログラムにより、国際理解教育を進めていきます。また、小・中学校の教員を対象とした外国語教育研修を実施します。

●海外友好交流都市との交流(多文化共生推進課)

青少年交流や文化交流、友好交流協定を締結している都市との交流を通して、お互いの習慣や文化に対する理解を深めていきます。

●多文化共生の意識を高めるための交流機会の提供(多文化共生推進課)

多文化共生をテーマにした講演会・映画上映会やワークショップの開催、啓発動画の活用などにより、多文化共生の意識を高めていきます。

●助っ人留学生制度による地域交流(多文化共生推進課)

八王子市内で開催されるイベントのサポートなど、地域を助けるさまざまな助っ人活動を通して、留学生が地域とつながる機会を支援し、地域における多文化共生意識を醸成します。

基本方針4 配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策 18 様々な悩みを抱える子ども・若者への支援

めざす姿

様々な悩みを抱える子どもや若者が安心して相談できる環境が整い、必要な支援を受けることができます。また、地域社会全体が協力し、様々な悩みを抱える子どもや若者を支援するネットワークが構築されています。

【現状と課題】

- ・不登校の子ども数は増加しています。学校に通う・通わないにかかわらず、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けることが必要です。不登校の子どもを専門的な指導や相談などの支援につなげていくことが必要です。
- ・市では東京都や全国と比較して自殺者に占める20代以下の割合は多くなっています。
- ・ヤングケアラーの認知度は向上していますが、十分とは言えません。ヤングケアラー自身がヤングケアラーであることを知り、必要な支援につながることが重要です。
- ・若者総合相談センターでは、幅広く相談を受け、様々な悩みを抱える若者を必要な支援につなげる取組を進めています。

【データ】

- ・自殺者の年代別割合
- ・不登校児数

【指標】

指標	現状値 (令和5年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和11年度)
若者総合相談センターにおける利用件数	3,462 件	(調整中)	(調整中)
居場所があると感じている市民の割合	66.7%	70%	75%
「身近なゲートキーパー講習会」の受講者数	3,655 人	(調整中)	(調整中)

施策 51 包括的な相談・支援体制【新規】

●はちまるサポートによる相談・支援体制(福祉政策課)

地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが常駐するはちまるサポートにて、分野横断的な生活課題の相談を受け付け、多様な支援機関と包括的な支援を提供します。

●若者なんでも相談窓口(青少年若者課)

若者総合相談センターでは、悩みや不安を抱えた若者やその家族に寄り添い、若者本人の社会的な自立に向けて、総合的に相談を受け付けていきます。

●「若者支援協議会」における支援体制づくり(青少年若者課)

若者支援協議会を設置し、子ども・若者育成支援に関連する分野の団体同士のネットワークを、官民を問わず構築していきます。

●孤独・孤立対策の強化(青少年若者課、子どものしあわせ課、福祉政策課)

はちビバでの子どもの居場所や若者への支援の提供や、市民団体の居場所の提供を支援していくことで、孤独や孤立を防ぐ取り組みを進めていきます。また、若者総合相談センターやはちまるサポートで相談しやすい環境づくりを行うことで、居場所を作り出していきます。

●官民連携による孤独・孤立対策の推進(福祉政策課)

民間企業や大学などとの共創により、孤独・孤立状態による、生活環境や心身状態の低下を予防するための早期発見や、居場所づくり、交流機会の創出など、早期支援の取組を進めます。

●はちビバの再編・拠点化による子ども・若者の相談・支援(青少年若者課)

こども家庭センターの設置に合わせ、はちビバの担当圏域の再編・拠点化を進め、関係機関と連携し、アウトリーチ型支援や予防的支援の強化など、子ども・若者の相談・支援に取り組んでいきます。

施策 52 自殺や引きこもりなど様々な悩みへの支援【新規】

●不登校やひきこもり状態にある子ども・若者への支援(教育指導課、青少年若者課、福祉政策課、図書館課)

スクールソーシャルワーカーの定期巡回やスクールカウンセラーによる全員面談を行い、子どもやその家庭、学校の相談に対応していくほか、若者総合相談センターやはちまるサポ

ートにおいて、不登校やひきこもり状態にある若者やその家族の相談を受付けていきます。

また、居場所としてはちびバでの受け入れやひきこもり状態から就労を行うための支援として、図書館などで就労体験を実施していきます。

●自殺対策の推進(保健対策課)

広報等掲載やCM放送など自殺対策に関する市民向けの普及啓発や出前講座にゲートキーパー養成の内容を盛り込み、支援者の育成を行います。

●こころの健康に向けた支援(保健対策課)

ひきこもり状態にある若者に対して、保健師や精神科医などによる相談や様々な専門機関との連携の夜アウトリーチを行っています。また、社会生活の適応と対人関係の改善を図るためのデイケア活動や、家族のためのグループワークなどの支援を行います。

●ヤングケアラーやダブルケアへの支援(子ども家庭支援センター、青少年若者課、福祉政策課)

ヤングケアラーやダブルケアをしている人が必要な支援につながるよう周知を行うほか、子ども家庭支援センターや若者総合相談センター、はちまるサポートなどで相談を受付けていきます。

●性的指向・性自認などの悩みを抱える方への相談体制(男女共同参画課、総務課)

LGBT 電話相談など専門の相談員が相談を受けるほか、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行います。

子ども・子育て支援事業計画

本市では、令和5年度に実施したアンケート調査などにより「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これは計画期間中(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))の利用に関するニーズ量(量の見込み)と整備目標(確保方策)を定めたもので、すべての家庭が安心して子育てできるよう、量の拡充と質の向上に計画的に取り組んでいくものです。

1 区域

教育・保育及び地域子育て支援事業にかかる区域は、市全域を1区域ととらえ、各事業において、地域のニーズや課題を把握したうえで、提供体制の確保を図っていきます。

2 教育・保育

教育・保育の事業計画は次の通りとします。

教育・保育															
事業内容	子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育・小規模保育や事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。														
対象／単位	0～5歳／年度当初の利用人数(人／日)														
年度	令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)				
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳	
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用
①量の見込み	694	1,695	1,908	6,295	2,955	699	1,860	1,921	6,249	2,778	702	1,787	2,096	6,299	2,668
②確保方策	875	1,843	2,068	6,639	6,800	872	1,969	2,101	6,618	6,808	877	1,909	2,201	6,678	6,563
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足
年度	令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)									
年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳						
利用区分	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用					
①量の見込み	696	1,751	2,019	6,324	2,581	685	1,703	1,981	6,387	2,517					
②確保方策	877	1,908	2,150	6,698	6,563	877	1,883	2,142	6,746	6,563					
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足					
量の見込み 算出方法	ニーズ調査から算出した就学前児童数から地区ごとの幼児教育・保育需要を加味して、算出														
事業実施の考え方	引き続き就業率は高まっていくと予想されますが、市全域では教育・保育ニーズに対応できています。地域別年齢別のニーズや大規模開発の情報収集を行い、待機児童ゼロを維持していきます。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。														

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業計画は次の通りとします。すべての家庭に向けて、子育てひろばなどの地域ニーズに合わせた様々な子育て支援を充実していきます。

1. 利用者支援事業(特定型・基本型)					
事業内容	子育て家庭がニーズに合わせて、多様な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。 【特定型】市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報を提供します。 【基本型】子育てひろばなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行います。				
実施状況	【特定型】保育幼稚園課と八王子駅南口総合事務所子ども担当で実施しています。 【基本型】親子つどい広場11か所及びはちビバ10か所で実施しています。				
対象／単位	0～5歳／実施か所数(か所)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	23	23	23	23	23
②確保方策	23	23	23	23	23
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
②の内訳	特定型	2	2	2	2
	基本型	21	21	21	21
量の見込み算出方法	市役所や子育てひろば、はちビバの具体的な拠点数にて算出。				
事業実施の考え方	【特定型】保育幼稚園課など、拠点となる窓口で実施していきます。 【基本型】子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境の整備し、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。確保方策については、はちビバの再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。				

1. 利用者支援事業(こども家庭センター型)					
事業内容	こども家庭センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援・情報提供を行います。				
実施状況	こども家庭センター3か所で実施				
対象／単位	0～5歳／実施か所数(か所)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	こども家庭センターの数にて算出				
事業実施の考え方	市内が広域にわたるために、3箇所の拠点で実施していきます。				

2. 延長保育事業					
事業内容	多様化する就労形態に対応するため、保育時間の前後に延長して保育を実施します。				
実施状況	認可保育所81か所で開催しています。				
対象／単位	0～5歳／利用人数(人／日)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	4,656	4,548	4,502	4,407	4,351
②確保方策	8,879	8,879	8,879	8,879	8,879
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	推計児童数(0～5歳)×利用を希望する家庭の割合				
事業実施の考え方	【公立保育園】公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者の様々なニーズに応じた保育の提供に努めます。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。 【民間保育園】保育施設を新設する際には、事業実施を求めています。				

3. 放課後児童健全育成事業					
事業内容	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を提供します。				
実施状況	学童保育所は、令和6年(2024年)4月1日現在、68小学校区に91施設を設置しています。小学6年生までの受け入れは、25施設で行っています。				
対象／単位	小学校1～6年生／利用人数(人／日)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	6,630	6,487	6,131	5,965	5,603
②確保方策	7,124	7,124	7,124	7,124	7,124
(施設数)	91	91	91	91	91
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	推計児童数×学年ごとの入所率×学校ごとの入所申請伸び率				
事業実施の考え方	学校施設や地域資源を活用し、待機児童ゼロを継続し受け入れを充実していくとともに、放課後子ども教室との一体的な事業連携を推進し、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めていきます。高学年については、施設に余裕のある学童保育所と放課後子ども教室で受け入れていきます。				

4. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)					
事業内容	保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊で短期間子どもを預かります。				
実施状況	児童養護施設や認可外保育所、養育協力家庭の合計16か所で預かりをしています。				
対象／単位	1～12歳(小学校6年生まで)／利用人数(人／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	976	986	996	1,006	1,016
②確保方策	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	直近の利用実績×過去2年間の実績における利用実績の伸び率				
事業実施の考え方	事業の認知度を高め、利用者の増加を図ります。身近な場所で預かりができるように養育協力家庭を拡充していきます。				

5. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)					
事業内容	乳児のいる全家庭を保健師などが訪問し、妊産婦の健康や乳児の成長・発達についての相談や情報提供などの支援を行います。				
実施状況	保健師及び助産師の訪問により実施しています。				
対象／単位	生後4か月以内の乳児／訪問件数(人／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2,866	2,723	2,647	2,571	2,496
②確保方策	実施機関: とも家庭センター 実施形態: 直営・委託併用				
量の見込み算出方法	0歳児人口推計×訪問率100%				
事業実施の考え方	訪問を実施した家庭へは妊婦のための支援給付を行います。また、訪問を希望しない保護者にも、立ち寄り訪問などで全戸把握を行います。 長期入院や里帰り出産などで生後4か月以内に実施できない場合も、引き続き希望者には訪問していきます。				

6. 養育支援訪問事業					
事業内容	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、相談員による訪問相談を実施し、負担軽減を図ります。				
実施状況	相談員などが、子育てへの不安感が高い家庭へ助言・指導を実施しています。				
対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭／訪問件数(件／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	5,109	5,467	5,850	6,259	6,697
②確保方策	実施機関: 子ども家庭支援センター				
量の見込み算出方法	訪問実績×実績の伸び率				
事業実施の考え方	家庭の安定した子育て環境を整えるため、子ども家庭支援センター相談員が訪問し相談支援を行っていきます。				

7. 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)					
事業内容	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供します。また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図ります。				
実施状況	【親子つどいの広場】11か所 【はちビバ内】10か所 【公設公営保育園内】9か所 【民間保育所内】17か所				
対象／単位	0～2歳／利用する子どもの数(人／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	202,388	202,396	202,315	201,166	200,295
②確保方策 (施設数)	344,201	344,201	344,174	343,848	343,604
充足・不足の状況	47	47	47	47	47
量の見込み算出方法	子育てひろば総利用者数(令和4年度から令和5年度の平均)＋ニーズ調査から算出したニーズ量				
事業実施の考え方	ひろばの設置が進んだことから、それぞれの子育てひろばの役割を整理するとともに、ひろばで行う事業内容を充実していきます。確保方策については、公立保育園及びはちビバの再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。				

8. 一時預かり事業(幼稚園)					
事業内容	幼稚園の終了後、引き続き保育を希望する場合、在園児を教育時間の前後に預かります。用事などで不定期に利用する場合(不定期利用)と就労で毎日利用する場合(定期利用)があります。				
実施状況	幼稚園(認定こども園含む)30園で実施しています。				
対象/利用人数(人/年)	3～5歳 / 利用人数(人/年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	152,787	152,787	152,787	152,787	152,787
②確保方策	409,360	450,296	495,326	495,326	495,326
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	利用実績が増加傾向にあるが、令和6年度から開始した「未就園児すくてく通園事業」の利用増が見込まれるため、横ばいで推移するとしました。				
事業実施の考え方	多くの園で提供体制が整っていますが、令和8年度から本格実施となる「(仮称)こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。				

8. 一時預かり事業(保育所など)					
事業内容	保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のリフレッシュのために一時的に預かります。 【一時預かり事業】保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 【休日保育】日曜日・祝日に、一時的に預かります。 【緊急保育】出産や入院などの理由で、1～4週間、一時的に預かります。 【年末保育】12月29～31日の間、一時的に預かります。 【ファミリー・サポート・センター事業】地域において会員同士が子育てを相互に援助します。 【トワイライトステイ事業】保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間に一時的に預かります				
実施状況	【一時預かり事業】公立保育所6園、民間保育所16園で実施しています。 【休日保育】公立保育所1園、民間保育所1園で実施しています。 【緊急保育】公立保育所10園、民間保育所16園で実施しています。 【年末保育】立保育所2園で実施しています。 【ファミリー・サポート・センター事業】提供会員が、教育・保育施設等までの送迎や、自宅預かりを行っています。 【トワイライトステイ事業】母子生活支援施設1か所で実施しています。				
対象 / 単位	1～5歳 / 利用人数(人/年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	22,432	22,432	22,432	22,432	22,432
②確保方策	58,296	58,290	58,290	58,290	58,314
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	「(仮称)こども誰でも通園制度」の制度開始を予定しており、未就園児の動向に変化が生じていく見込みがあるため、R2～5の平均の横ばいとしています。				
事業実施の考え方	【公立保育所】公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者のニーズに応じた保育の提供に努めます。確保方策については公立保育園の再編の進捗に合わせ、適宜見直しを図っていきます。 【民間保育所】令和8年度から本格実施となる「(仮称)こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。 【ファミリー・サポート・センター事業】ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。 【トワイライトステイ事業】今後も継続して事業を実施していきます。				

9. 病児・病後児保育事業					
事業内容	病時または回復期で集団保育を受けることが困難な子どもを一時的に預かります。				
実施状況	【病児・病後児保育室】病院などに併設された施設4か所を実施しています。 【ファミリー・サポート・センター事業】提供会員が自宅において、病後児を預かります。				
対象／単位	0～5歳／利用人数(人／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	2,337	2,332	2,330	2,326	2,323
②確保方策	7,569	7,569	7,569	7,569	7,569
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	【病児・病後児保育室】令和5年度実績1633人に30%増で算出 【ファミリー・サポート・センター事業】共働き児童推計数(0-5歳)×発生頻度×平均して利用する日数(実績)				
事業実施の考え方	【ファミリー・サポート・センター事業】利用者のニーズに合わせて、支援を継続していきます。				

10. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)					
事業内容	育児の支援を受けたい会員と支援を行いたい会員による相互援助活動により、地域における子育てを支援します。				
実施状況	提供会員が、学童保育所や習い事の送迎、自宅での預かりを行っています。				
対象／単位	小学校1～6年生／利用人数(人／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	723	708	693	678	665
②確保方策	925	975	1,025	1,075	1,125
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	家庭類型別児童数(人)×利用意向				
事業実施の考え方	ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。				

11. 妊婦健康診査事業					
事業内容	母子ともに安心して出産を迎えるため、医療機関にて妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、費用助成を行います。				
実施状況	都内の指定医療機関で受診でき、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票を14回分交付しています。				
対象／単位	全妊婦／健診受診回数(回／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	26,389	25,333	24,320	23,242	22,412
妊娠届出数	2,448	2,350	2,256	2,156	2,079
受診率	77%	77%	77%	77%	77%
量の見込み算出方法	妊娠届提出数の推計×14回×受診率				
事業実施の考え方	・妊娠届の早期提出や妊婦健診の大切さの啓発を行います。 ・妊婦面談を受けた方へは、妊婦のための支援給付を行います。 ・健診を14回すべて受診しない傾向のある多子世帯や外国人家庭などへ適正回数の受診について働きかけを行っていきます。				

12. 子育て世帯訪問支援事業					
事業内容	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児や家事を支援するヘルパーを派遣し、負担軽減を図ります。				
実施状況	令和7年度からの実施となります。				
対象／単位	特に支援を必要とする妊婦及び家庭／件数(件／年)				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	453	441	430	418	407
②確保方策	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
充足・不足の状況	充足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	推計児童数×対象世帯数÷全児童数×平均利用日数				
事業実施の考え方	家庭の安定した子育て環境を整えるため委託業者による家事や育児の訪問支援を行います。				

13. 児童育成支援拠点事業					
事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所の無い児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣のサポートや食事の提供等を通して子どもの健全な育成を図ります。				
実施状況	令和8年度からの実施となります。				
対象／単位	学齢期児童のうち、特に支援を必要とするもの及びその保護者				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	628	612	593	576	557
②確保方策	0	4,860	4,860	4,860	4,860
充足・不足の状況	不足	充足	充足	充足	充足
量の見込み算出方法	推計児童数×対象世帯数÷6歳以上の児童数				
事業実施の考え方	食事・衣服・生活環境等について、不適切な養育状態にある児童や不登校の児童、学校生活になじめない児童、家庭以外に居場所の無い学齢期以降の児童やその保護者に対して、居場所や食事の提供、課外活動の提供等を通して、こどもの健全育成を図ります。				

14. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (特定教育・保育施設等に係る費用の一部を助成)					
事業内容	保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用などを助成します。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	低所得で生計が困難である世帯に対して、日用品・文具等及び副食材料費に要する費用として保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。				

15. 多様な主体の参入促進事業 (新規参入施設等の事業者への支援)					
事業内容	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行います。特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	今後も継続して事業を実施していきます。				

16. 要保護児童等に対する支援に資する事業					
事業内容	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。				
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
計画	実施	実施	実施	実施	実施
事業実施の考え方	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。				

親子関係形成支援事業については、類似事業で充足しているため量の見込の設定はしていません。今後の状況により量の見込みや確保方策の設定が必要と判断した場合は、中間改定などのタイミングで設定していきます。